

第 2 6 7 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

（ 令 和 8 年 3 月 5 日 ）

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第2号）

○開会の日時 令和 8 年 3 月 5 日 午後 1 時 0 0 分開議
午後 4 時 1 8 分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（21人）

哉子	直祥	岡藤	富工	委員長	委員長	副委員長	生武	英	賀藤	佐佐	委員長	員	委員
夫郎	秀二	田井	瀨白				志樹	征弘	橋浦	高杉			
健而	貴健	中	野東				明政	年浩	吉中	住村			
樹吾	茂健	田崎	井岡				志郎	正竹	村利	中浅			
男	次	瀧	大				德肇	隆	木々	佐々			

○欠 席 委 員 (なし)

○説明のため出席した者

市					長	山	本	知	也
副		市			長	吉	田		真
副		市			長	齋	藤	友	彦
総	務		部		長	松	谷		勇
政	策	推	進	部	長	小笠原		洋	一
財	務		部		長	吉	田	由佳子	
市	民	生	活	部	長	石	橋	秀	治
健	康	福	祉	部	長	斉	藤	洋	一
健	康	づ	く	り	推	高	橋	嘉	美
健	康	福	祉	部	次				
こ	ど	も	み	ら	い	部			
smile	kids		office		長	菅	原	典	子

にっこりっこ所長	
商工観光部長	山崎 学
会計管理者	中村 智郎
選挙管理委員会事務局長	野坂 武史
監査委員事務局長	澁田 剛
上下水道局長市民生活部理事	小田 晃 廣
川内庁舎所長	池田 雅文
大畑庁舎所長	松本 邦博
脇野沢庁舎所長	山崎 拓也
農林水産部副理事	
総務部次長情報・DX戦略課長	葛西 信弘
政策推進部次長	青山 諭
財務部次長契約課長	飯田 啓太郎
財務部副理事財政課長	工藤 大介
財務部副理事税務課長	畑山 勝
市民生活部次長	加藤 昭広
市民スポーツ課長	
健康福祉部副理事総合福祉課長	長尾 寿和
老人憩の家所長	
こどもみらい部次長	吉田 有美子
こどもみらい部副理事	
子育て支援課長	辻 郁子
こども家庭センター長	
商工観光部次長	澤田 修一
商工観光施設課長	
商工観光部副理事	佐藤 めぐみ
観光・シティプロモーション課長	
上下水道局次長	眞野 哲広
市民生活部副理事	
上下水道局副理事下水道課長	宮下 圭一
市民生活部副理事	
総務部市長公室長	立花 幸一
総務部総務課長	鈴木 明人
選挙管理委員会事務局総括主幹	
政策推進部企画課長	井戸向 秀明
政策推進部エネルギー戦略課長	安野 智哉
政策推進部ジオパーク推進課長	中村 健一
政策推進部交通政策課長	角本 昌史
政策推進部市民連携課長	澁川 紋子
財務部施設経営課長	村口 一也

財 務 部 工 事 検 査 課 長	立 花 永 咲
財 務 部 税 務 課 総 括 主 幹	川 端 直 子
市 民 生 活 部 市 民 課 長	畑 中 俊 彦
市 民 生 活 部 環 境 政 策 課 長	福 田 伸 之
市 民 生 活 部 環 境 政 策 課 総 括 主 幹	西 村 大 介
市 民 生 活 部 国 保 年 金 課 長	工 藤 周
健 康 福 祉 部 総 合 福 祉 課 総 括 主 幹	野 坂 ゆ み
健 康 福 祉 部 介 護 保 険 課 長 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	井 戸 向 明 子
健 康 福 祉 部 生 活 福 祉 課 長	本 間 賢 司
健 康 福 祉 部 健 康 づ くり 推 進 課 長	松 山 徹
こ ども み ら い 部 こ ども 家 庭 課 長	荒 木 正 広
こ ども 家 庭 課 総 括 主 幹	眞 手 知 佳 子
こ ども み ら い 部 子 育 て 支 援 課 総 括 主 幹	坂 本 望 生
こ ども み ら い 部 キ ッ ズ パ ー ク 所 長	土 岐 め ぐ み
川 内 庁 舎 管 理 課 長	工 藤 定 光
川 内 庁 舎 市 民 生 活 課 長	須 藤 昌 弘
大 畑 庁 舎 管 理 課 長	菅 原 賢 一 郎
大 畑 庁 舎 市 民 生 活 課 長	山 崎 憲 一
脇 野 沢 庁 舎 総 合 課 長 教 育 委 員 会 脇 野 沢 公 民 館 長	畑 中 正 行
出 納 室 長	武 市 千 秋
上 下 水 道 局 下 水 道 課 総 括 主 幹 市 民 生 活 部 環 境 政 策 課 総 括 主 幹	太 田 貢
総 務 部 市 長 公 室 主 幹	能 渡 崇
総 務 部 総 務 課 主 幹	三 戸 幸 子
総 務 部 情 報 ・ D X 戦 略 課 調 整 官	藤 島 純
総 務 部 情 報 ・ D X 戦 略 課 主 幹	井 田 周 作
政 策 推 進 部 企 画 課 主 幹	畑 中 佳 奈
政 策 推 進 部 企 画 課 主 幹	菊 池 洋 平
政 策 推 進 部 企 画 課 主 幹	渡 部 和 美
政 策 推 進 部 エ ネ ル ギ ー 戦 略 課 主 幹	杉 山 大 輔
政 策 推 進 部 市 民 連 携 課 主 幹	奥 寺 一 敬
財 務 部 財 政 課 主 幹	三 山 純

財 務 部 施 設 経 営 課 主 幹	中 村 壮 一 朗
財 務 部 税 務 課 主 幹	武 田 祐 典
財 務 部 税 務 課 主 幹	福 士 雄 也
市民生活部環境政策課主幹	田 中 一 文
市民生活部国保年金課主幹	櫻 田 久 美 子
市民生活部国保年金課主幹	宮 本 千 里
市民生活部国保年金課主幹	船 越 絵 美
健康福祉部総合福祉課主幹	深 沢 口 薫
健康福祉部総合福祉課主幹	木 谷 恒 久
健康福祉部介護保険課主幹	佐 藤 涼 子
健康福祉部介護保険課 地域包括支援センター主幹	玉 谷 千 春
健康福祉部生活福祉課主幹	鈴 木 聡
健 康 福 祉 部 健康づくり推進課医療主幹	岩 上 理 桂 子
健 康 福 祉 部 健康づくり推進課主幹	石 戸 谷 浩 美
健康福祉部感染症予防課主幹	畑 中 美 雅
こ ども み ら い 部 こ ども 家 庭 課 主 幹	川 村 貴 子
こ ども み ら い 部 こ 子 育 て 支 援 課 主 幹	橋 本 徳 之
こ ども み ら い 部 こ キ ッ ズ パ ー ク 所 長 補 佐	菊 池 幸 江
総務部市長公室主任主査	祐 川 富 美 子
総務部総務課主任主査	佐 々 木 大
総務部総務課主任主査	今 泉 一 樹
総務部情報・D・X戦略課 主 任 主 査	鎌 田 隆 夫
政策推進部市民連携課主任主査	山 道 透 界
財務部施設経営課主任主査	木 村 慎
健康福祉部総合福祉課主任主査	木 村 悠 子
健康福祉部介護保険課主任主査	齊 藤 朋 子
政策推進部交通政策課主査	丸 谷 知 功
市民生活部環境政策課主査	井 戸 向 正 也
商 工 観 光 部 観光・シティプロモーション課主査	金 子 真 之
政策推進部交通政策課主任	山 崎 未 来
総 務 部 総 務 課 主 事	岩 崎 李 恋

健康福祉部感染症予防課看護師 外 井 恵

○事務局出席者

事務局 長	上 林 妙 子	次	長 石 田 隆 司
総 括 主 幹	堂 崎 亜 希 子	主	幹 佐 藤 孝 悦
主 任 主 査	瀬 角 朋 也	主	任 浜 端 快

(午後 1 時 0 0 分 開議)

○委員長（佐賀英生） ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

これより当委員会に付託されました議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算から議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算までの各会計予算等について審査をいたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、市長からご挨拶がございます。市長。

(山本知也市長登壇)

○市長（山本知也） 予算審査特別委員会の開催に当たり、ご挨拶申し上げます。

本特別委員会では、議案第25号から議案第32号までの各会計予算をご審議いただくこととなります。一般施政方針で申し上げましたとおり、令和8年度の当初予算は、現行のむつ市総合経営計画の最終年度として、これまで積み重ねてきた取組の成果の確かな結実とともに、青の煌めきあおもり国スポ・障スポを成功へと導く極めて重要な意味を持ちます。

予算編成に当たっては、本大会の開催により、行政資源の制約が一層厳しさを増すことが見込まれる中であっても、前例や固定観念にとらわれることなく、新たな発想の下で施策を展開するため事務事業の徹底した見直しを行い、守るべきものと改めるべきものを峻別し、そこから生み出した資源を将来を見据えた投資として重点的に配分する予算編成としたところであります。

その結果、一般会計では405億円を計上し、「守り、拓き、躍動する～強靱な礎の上に、50年の想いを解き放つ予算～」として、多くの新規、拡充及び継続事業を盛り込んでおります。

このため本特別委員会では、理事者側といたしましても丁寧にご説明、また答弁いたしますので、委員各位におかれましては、慎重なご審議をいただき、全議案を議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、私は公務のため、常時この席に着いていることはかないませんので、委員長及び各委員におかれましては、ご了承いただきますようお願い申し上げます。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） これで市長の挨拶を終わります。

審査は、お手元に配信してあります令和8年度予算説明の順序及び説明者の順に従い審査をしてまいります。審査予定は本日と3月6日金曜日と9日月曜日の3日間で行いたいと思いますので、議事進行にご協力いただくと

ともに、効率的な審査がなされ、十分な成果が上がるよう、予算審査特別委員長として責務を果たしてまいる所存でございます。よろしくお願いをいたします。

なお、審査の方法についてであります。一般会計歳入歳出予算につきましては、議事の進行上、歳出はお手元に配信しております資料の区分ごとに順次概要説明を受け審査し、次に歳入の一括審査をいたします。また、一般会計以外の予算等につきましては、議案ごとに一括説明を受け、審査をしてまいります。

ここで、質疑の方法についてお諮りいたします。本特別委員会における質疑につきましては、これまでの決算審査及び予算審査特別委員会と同様に審査日数に限りがあることから、会議規則第116条ただし書に規定してありますように、区分ごとに1人3回までとしたいと思っております。

具体的には、ただいま説明した審査の方法に合わせ、議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算については、歳出はお手元に配信しております資料の区分ごとに、歳入は一括での区分とし、議案第26号 令和8年度むつ市国民健康保険特別会計予算から議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算までは各議案ごとに区分し、それぞれの区分において質疑は1人3回までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐賀英生) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、これより議事に入ります。議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算審査。

まず、議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算を議題といたします。

第1款議会費であります。説明、質疑を省略いたします。

次に、第2款総務費についてであります。

まず、第2款総務費のうち、総務部が所管している事項について理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(松谷 勇) それでは、第2款総務費のうち、総務部が所管しております費目についてご説明いたします。予算書の36ページをお開き願います。

まず、第1項総務管理費、第1目の一般管理費についてであります。これは職員の給与、秘書業務に要する経費及び下北地域広域行政事務組合などに対する負担金であります。前年度から1億2,205万円の増額となっております。一般職員等の給与費の増によるものであります。

次に、38ページに移りまして、第6目の文書管理費についてであります、これは庁内の文書及び例規の管理に要する経費でありまして、主なものはコピー用紙などの消耗品や郵便料、例規執務システムデータベース更新業務などとなっております。

次に、39ページに移りまして、第7目の人事管理費についてであります、これは職員の任用や研修及び労働安全衛生等に要する経費でありまして、主なものは会計年度任用職員管理費、共済組合等負担金などとなっております。前年度から7,401万4,000円の増額となっておりますが、会計年度任用職員管理費の増によるものであります。

次に、42ページに移りまして、第18目の広報費についてであります、これは広報事務に要する経費でありまして、主なものは広報紙発行費、エフエムむつ放送業務委託料などとなっております。

次に、第20目経営改善費についてであります、これはデジタルの活用などによる事務の効率化及び市民の利便性の向上に要する経費でありまして、主なものはシニア世代の方へのスマホ購入補助金、ポータルアプリ導入事業費などとなっております。前年度から1,731万8,000円の減額となっておりますが、住民パスポートアプリのサービス終了に伴う保守経費の減によるものであります。

次に、43ページに移りまして、第22目の情報管理費についてであります、これは情報システムとネットワークの管理運営に要する経費でありまして、主なものはシステム管理運営事業費、ネットワーク管理運営事業費などとなっております。前年度から8,053万5,000円の減額となっておりますが、システム標準化の完了に伴う移行委託料の減によるものであります。

以上が第2款総務費のうち、総務部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） それでは、これより質疑に入りますが、質疑をされる委員は挙手の上、議席番号をお知らせくださいますようお願い申し上げます。

また、質疑の際には、ページ番号及び科目名をお知らせの上、質疑していただきますようお願いいたします。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） それでは、42ページの第20目経営改善費のノーコードツール導入による業務効率化推進事業費211万円と、あとはポータルアプリ導入事業費1,327万円について質疑いたします。

まず、ノーコードツールのほうですけれども、本事業の導入によって、具体的にどのような業務の効率化を目指しているのか。また、現場の職員がこ

のツールを使いこなすための研修やサポート体制はどのように考えているのかお伺いします。

そして、ポータルアプリのほうなのですけれども、予算規模から初期構築やプラットフォームのライセンス料が含まれているものと推察されますけれども、既存の市のホームページや公式LINEアカウントとの機能の違いを教えてください。また、市民にとってこのアプリを導入することで、具体的にどのような利便性の向上が図れるのかお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 総務部次長情報・DX戦略課長。

○総務部次長情報・DX戦略課長（葛西信弘） お答えいたします。

まず、ノーコードツール導入による業務効率化推進事業のことに关しまして、こちらの事業の内容ですけれども、現在紙とかエクセル等のファイルで多数の様式に分散しているような申請とか照会、集計データ等があるわけですが、こちらをノーコードツールという、特に有名なkintoneというアプリのほうの導入をしまして、データを一元化するであるとか、また標準化を図ることで、データを転記する作業であるとか、それとかはミスが発生したりしますので、そういうところを防いで事務の効率化につなげるものでございます。こちらに关しまして、確かにノーコードツール、新しいツールを導入するということで、職員が使いこなせるために、しっかりと課として支援する必要があるわけですが、こちらデジタル人材の育成という観点から、今年度からDX推進リーダーというポジションの者を各所属長の推薦を得て配置をしております。こういったDX推進リーダーを中心として、こちらのアプリ、ツールのアカウントを配布して、実際にリーダーの関わっている業務に関して効率が図れないかという方法で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に、ポータルアプリに关してでございますけれども、こちらまずどういうものかということをご説明いたしますと、現在市の情報というのがホームページであるとか、またLINEをはじめとした公式SNSとか、様々な形でインターネットで展開をしているわけですが、こういった情報を探してくる、自分にとって必要なものを探してくるということについては、やはり一定のスキルがある方ではないとなかなか集められないと、そういうふうな問題点があると。こちらスマホ教室ということで、主に高齢者の方とか参加していただいて、スマホの教室をやっている中でお話を聞いてみますと、やはりスマホをお持ちの方でも、電話であるとか、メールであるとか、そういった機能しか使っていないという方も結構いらっしゃるということもありますので、そういったあまりスキルが、使いこなしていない方に关

しても十分に簡単に情報を探せるという、そういうふうな目的で、市の情報の玄関口となるようなアプリとなるということで導入していきたいというふうに考えてございます。

そして、アプリで言うと、市の公式LINEとの違いという点でございませうけれども、やはりLINEのほう、確かにお友達の数も2万5,000人を超える数いらっしゃるしまして、活動していただいているようなアプリではございますが、やはりアプリの特徴として、トークの画面が流れてくるという形になって、そのときにお知らせしたい内容が出てくるわけですが、それを振り返って探すということは結構難しいという部分でございませう。

市のLINEでは、特にイベント情報であるとか、そういったことをお伝えをしておりますけれども、そういったLINEのほうで提供した情報についても、アプリに振り替えることによって、そのアプリを見ることで、ああ、こういう情報が提供されていたというふうに気づきにつながるような、そういうふうな形で使っていただくようなアプリを、こちらやはり事業者さん、どういうふうな選定をするかというのも結構重要なポイントでございまして、そういった実際住民ポータルアプリのようなものをしっかり開発して、どういうところを、どういう情報を提供したらよいかであるとか、当然成功事例、失敗事例とか、そういった知見、ノウハウを持った事業者さんを選択することが大事だと思っておりますので、そういった事業者さんをしっかり選択した上で、導入に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） ありがとうございます。DX推進リーダーを中心にやっていくということで、そうすればDX推進リーダーは現在何人ぐらい登用という部分を考えているのか。そして、211万円という予算規模に対して、削減される業務時間やコストの目標値を実際どのように設定されているのか。また、特定の部署だけではなくて、全庁的にこの活用を広げる、さっきも言ったのですけれども、そういう仕組みになっているのかお伺いします。

そして、アプリのほうですけれども、これ1,327万円ということで、多額の公金を投じる以上、やっぱり多くの市民に使われる必要があると思っております。それなので、ダウンロード数とかアクティブユーザー数の目標値をどういうふうに設定するのか。また、スマホ等を使えない高齢者等のデジタル弱者の配慮について、どのように考えているのかお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 情報・DX戦略課長。

○総務部次長情報・DX戦略課長（葛西信弘） お答えいたします。

まず、D X推進リーダーの数ですけれども、今年度47名ということでございます。こちらは、まず担当課から手を挙げていただいて、そして所属長が推薦をというふうなステップを踏んでおりまして、まだ全ての課で必ず配置があるというわけではございません。また、年度切り替わりで、当然人事異動によりますところもありますので、また改めて新年度におきましては、推進リーダーを募った上で展開をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、こちらのノーコードツールの削減効果の試算という点でございますけれども、こちらのほう、職員が作業に要する時間、そして実経費というところから試算をした結果のほうをお知らせいたしますと、まずユーザー数、こちら25ユーザーで予算化をしているという形でございます。25人の職員が実際に時間の削減、1日当たり10分程度削減するというふうな予測を立てて、そこで計算をした結果、1年間で、年間で人件費ベースという形になりますけれども、150万円ぐらいは削減されるのではないかなというふうな形で試算のほうをしているところでございます。

そして、アプリのほうでございますけれども、こちらは数値目標のほう、国の補助金を活用するという観点から、数値目標のほうをしっかりと設定するという形になっておりまして、現状、まずダウンロード数に関しましては、3年後に7,500人ダウンロードを目標にしていきたい。そしてまた、こちらしっかりアプリとして活用していただきたい、市民の方に見ていただきたいという観点から、こちらは行政の情報だけでは不足すると、そういうふうな魅力に欠けるというふうに我々は考えておりますので、しっかりこういった地域の事業者さん、お店の最新の情報であるとか、またクーポン発信についても前向きに考えていきたいなということで、地域の事業者さんの参画は、一応3年で30社ぐらいを目標にしていきたい。

そしてまた、アクティブユーザーに関してですけれども、こちら毎日、毎月確認していただく方がたくさんいらっしゃるという意味がございませんので、3年目で月間のアクティブユーザーで10%少なくとも達成するという事で、補助の申請に数値目標として掲げてございます。

以上です。

○委員長（佐賀英生）　まだありますか。情報・D X戦略課長。

○総務部次長情報・D X戦略課長（葛西信弘）　失礼しました。

アプリに関して、確かにスキルがない方がいらっしゃるということで、こちらにどういうふうな寄り添いをするのかということでございますけれども、こちらはやはりまず第一に、スマホ教室しっかり運営していくことだと

考えております。また、そもそもお持ちでない方に持っていただきたいという思いもありますので、こちらは別の事業になりますけれども、スマホデビューの補助金に関してもしっかり運営していき、またその中で、お店で相談する中でも、こういったアプリに関してもインストールをしていただくと。しっかり使うということに関してもサポートをして、そういう体制を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐賀英生） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 最後に、ノーコードツール導入のお尋ね、ここだけします。

本事業は、職員自らアプリを作成できる点が強みだと思います。一方で、組織の管理が及ばないところで作成また運用される、いわゆる野良アプリといわれる乱立が懸念されます。これは、自治体や企業でノーコードツールを導入した際に非常に多く起こる、かつ運用上の大きなリスクが恐れられている問題がございします。こうしたリスクを踏まえて、本市では野良アプリの発生を防ぐための管理の策定や、異動後も業務継続できる保守体制の確保について、どのように考えているのかお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 情報・D X戦略課長。

○総務部次長情報・D X戦略課長（葛西信弘） お答えいたします。

こういった便利なツールは、一方でしっかり管理をしなければならないという側面があるということでございしますけれども、まずこちら、初年度は25ユーザーに限っている。こちら先ほど申しましたD X推進リーダーの数から、少ない数でございします。こちらこういった数にしておりますのは、どういう業務で役立てたらよいかというふうな点につきまして、やはりしっかりと寄り添って伴走支援をすることがまず大事だというふうに考えておりますので、まず初年度につきましては、その少ないユーザー数の方に対して、しっかり課としてサポートしていきながら、そういったルールに関してつくっていき、そこをベースに次年度以降の野良アプリの抑制ということに関しては、一定の基準をしっかりとつくった上で取り組んでまいるというふうな方向性で考えてございます。

以上です。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、42ページの第18目広告費の件で、Y o u T u b e 動画制作委託料なのですが、これは昨年よりも31万8,000円という減額になっております。この減額になった理由というのは何なのか、お知らせください。

○委員長（佐賀英生） 市長公室長。

○総務部市長公室長（立花幸一） お答えいたします。

ユーチューブにつきましては、令和7年度から企画、撮影、動画編集といった動画制作に係る業務全般を専門的なノウハウを持つ市内の事業者に業務委託しておりますが、令和8年度におきましても、委託の内容は基本的に同様で考えてございます。しかしながら、企画の構成上、1本当たりの動画の尺が長くなる傾向にありますことから、令和8年度は1本当たりの制作単価を増額してございます。これと引換えに、制作本数を年間で2本減らす調整を行っておりまして、年間16本としており、結果として年間の予算額が31万8,000円の減額となっております。

この調整によりまして、年間の総配信時間は維持しながらも、動画1本当たりの情報量と満足度を確保して、より見応えのある番組づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 1本の長さを長くして本数を少なくして、そして情報量が多くなる、値段が下がると。何もかもウィン・ウィンのようなお話なのですが、どうなのでしょう、今回今までの中で、その期待、効果ができるような出来栄えになって、この本数を減らして短くしたという根拠というのがあるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（佐賀英生） 市長公室長。

○総務部市長公室長（立花幸一） お答えいたします。

ユーチューブ動画につきましては、令和6年度に職員が作成した動画の平均再生回数は約1,750回となっております。一方で、令和7年度に事業者が作成した動画の平均再生回数は約1,850回となっておりまして、現在のところ5%程度再生回数が増えているという状況にございます。そして、チャンネル登録者数につきましては、令和6年度はほぼ横ばいではございましたけれども、今年度は増加傾向にありまして、年度当初からは約170名ほど増加してございます。

また、動画編集に係る職員の負担というのを相当程度軽減できておりまして、令和7年度からは市長公室広報グループにおいて会計年度任用職員の配置を1名廃止するなど、リソースの最適化も図られていると考えております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） システム関連につきましては、3事業について質疑させて

いただきます。

まずは、42ページの第1項第20目経営改善費の業務効率化推進事業費、こちら1,100万円程度予算化されていますけれども、恐らく複数の事業がまとめられているのではないかなと思いますけれども、具体的にどのような事業があるのか。この中に新規事業が含まれているのであれば、その詳細も教えていただきたいと思います。

次が同じく経営改善費の中のポータルアプリ導入事業ですけれども、先ほどの住吉委員の質疑を聞いて少し疑問があるのですけれども、結局は「むちゅば」を廃止して代替りのアプリをつくるだけなのか、それとも何か様々な今市がつくっているアプリを集約して便利にするものなのか、その辺のイメージがちょっと分からなかったので、もう一度アプリの中身について詳しく教えていただきたいと思います。

それから、財源につきまして、先ほど国の交付金という話がありましたけれども、具体的に幾ら見込んでいるのかお伺いします。

3点目ですけれども、43ページ、第22目情報管理費の勤怠管理システム導入事業費533万8,000円ですけれども、これ導入するシステム、どういうもので、どういう運用をしていくのか。それから、その導入の目的、問題意識がどのようなところにあるのかというところをお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 情報・DX戦略課長。

○総務部次長情報・DX戦略課長（葛西信弘） お答えいたします。

まず、1点目の業務効率化推進事業の内訳ということでご説明をさせていただきます。こちら主なところをご説明させていただきます。

まず、1点目はLINEとの連携サービスという部分でございます、こちらは今年度、証明書のオンライン申請とかも実装いたしましたけれども、また施設の予約も、キャンプ場の予約とか実装した、そういったサービスに関わる部分がまず1点。

そしてもう一つが、ロゴフォームというフォームを、職員の専門知識がなくても迅速にオンライン申請であるとかフォームをつくれるようなサービス、こちらを導入しているという部分。

そして、またLOGOチャットという職員間のコミュニケーションアプリというのを導入して、こちら災害時にも有効に活用しておりますけれども、そちらの分の運用の部分にある部分。

そして、会議録を作成する専用のデジタルデバイスを使って、それで録音することで、ほぼリアルタイムに会議録を作成できるツール。

そしてまた、今年度導入いたしましたけれども、市のほうで把握している

携帯電話番号に直接テキストメッセージを送るSMSサービスということも導入しておりまして、そちらのほうを入れてございます。

基本的にはそういったもの、今年度導入したものについての使用料ということで、新規の事業というのは、特にこちらのほうは計上していないという形になります。

2点目、ポータルアプリ導入事業についてということでございますけれども、「むちゅぱ」のお話をしていただいた。そちらの内容とどう違うのかというふうなところかと思えますけれども、まず現状の市の情報の提供というのは、やはり市の行政に関わる部分が非常に多くて、それによって関心というのが高い人とそうでもない人というのがいらっしゃるというところ、そこが一つの反省点だというふうに考えていることもありまして、市の行政の情報と町の情報というところもしっかり合わせていく、そちらの最新の情報というところを提供することで、日常的に見ていただくようなアプリケーションというふうな形で導入していきたいと。そういうことを目標に、こちらは市だけの知見では当然不足していると考えておりますので、そういった成功事例と失敗事例、しっかり把握をした事業者さんに委託をかけることで、市に有効に活用していただけるような、そういったアプリケーションを導入していきたいなと思っております。

財源につきましてですけれども、こちら地域未来交付金のほうを考えておりまして、現在事業費の半分、663万5,000円ということで予算書のほうは計上させていただいております。

3点目、勤怠管理システム導入事業に関してでございますけれども、こちらは市役所、現状紙ベースで時間外の勤務実績であるとか、休暇記録をしているということでございますが、その部分、労務管理の部分でペーパーレスを図るというところがまず1つでございます。

そして、これ導入することによって、非常に正確に勤務時間データというのも、ほぼほぼリアルタイムに把握できるような形になりますので、そういった直近の最新のデータを基にしっかりと働き方改革というところを推し進めていけたらよいのではないかというふうな観点で導入するというところでございます。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） まず、ポータルアプリのことについては、新しいアプリ、「むちゅぱ」の代わりに新しいアプリをつくるのですけれども、そのほかいろんな部署でいろんなアプリを持っていると思うのですけれども、そういう

ものを集約して一元管理するというものではないということです。まず、その確認です。

それから、ポータルアプリについて、もう一つなのですけれども、「むちゅぱ」が、昨年もしか質疑したと思うのですけれども、あまり利用が芳しくなかったというふうに思っていて、「むちゅぱ」の利用が伸びなかった原因をきちんと分析して生かさないと、同じようなアプリをつくっても、また同じような失敗を繰り返したら意味がなくなってしまうので、「むちゅぱ」の利用が伸びなかった原因分析をどのように考えているのかお聞きします。

続いて、勤怠管理システムのお尋ねですけれども、今まで紙で管理していたものがシステム化されることで、リアルタイムで情報を把握できて、すぐに次の適切な労務管理に移せるということだと思うのですけれども、そうすると、やはり長時間労働がどれだけ減ったかというところが効果の測定指標みたいなものになるかと思えますけれども、残業が月80時間、80時間というのは一つの目安ですけれども、を超えた人の人数が令和6年度、それから令和7年度、今までですけれども、延べ何人くらいいるのかというところは把握していますでしょうか。

○委員長（佐賀英生） 情報・DX戦略課長。

○総務部次長情報・DX戦略課長（葛西信弘） お答えいたします。

まず、ポータルアプリの件ですけれども、まず「むちゅぱ」の部分をどういうふうな分析をしているのかということですが、「むちゅぱ」、当時令和5年に導入したわけですけれども、その時点ではマイナンバーカードとの連携というところを主眼に置いていたサービスであったと。こちらマイナンバーカードを使った内容としましては、子ども医療費受給者証であるとか、あとは高齢者の無料乗車証という部分で活用するというふうなところを2つの大きなポイントとして挙げていたわけなのですが、こちらの2つにつきまして、特に子ども医療費受給者証に関しましては、保険証と同時に出すものでございます。こちら導入当初に関しましては、マイナ保険証という部分もまだ十分に使われていなかった時代であったりとか、現状もまたそうなのですが、スマホに取り込んだ形で保険証を使うというのが、やはり一番便利な姿であると思います。ただ、現状でも市内医療機関ではなかなかスマホのベースで受診ができるというふうな状況に至っていない。当然こちら受給者証だけスマホに取り込んだところで、そういった保険証が別なものであれば、やはりそこは不便さを感じるのは致し方ないところだと思います。

こちらに関しましては、国のほうの方針として、全国的に公費負担医療で

あるとか、あとはこういった医療費受給証、医療の助成事業に関しましては、国の方針としても最終的にはオンラインで資格確認するということで、こちらお話ですと、令和8年度中に全国展開というふうなお話もありますので、そういったサービスがようやくここに出てきたということでございますので、やはりそういったサービスでなければ便利に感じていただけないというところ。

そしてまた、「AGEHA」に関しましてですけれども、ここは先ほどもお話をしておりますけれども、高齢者の方を対象にしたサービスということで、高齢者の方がまずそもそもスマホを持つというところに対してしっかりと寄り添うことが必要だと。そこが2年前の段階では、しっかり対応できていなかったという部分、そういったところがありますので、やはりここはしっかりとそういった部分に寄り添っていかねばならないというふうに考えております。

したがいまして、このポータルアプリ導入につきましては、まずマイナンバーカードとの連携というのは、現時点では考えていないということでございます。

そしてまた、こういった情報が必要とされているのかというのは、まず行政としてもこういった情報を、どういうアプリと連携したらいいかというところもありますので、まず庁内でもしっかりと話し合う必要がありますし、当然市民の方の意見というのもしっかりと把握する必要がありますので、こちらスマートシティ推進協議会もございましてけれども、そちらの中でしっかりと市民意見を取り入れるでありますとか、あとアプリの機能としてアンケートを取れる機能を導入するということで、そういった形でしっかりと、実際どういうふうな印象を持ちであるかということに関しては、「むちゅば」とは違ってしっかりと把握をしていきながら、細かく変更していきたいというふうに考えております。

そして、先ほどお尋ねいただきましたアプリの統合という点ですけれども、すみません、申し訳ございません、こちらはそのとおりでございます、まず市のアプリがたくさんあるということ、もう実際分かりにくいというところがあると思いますので、そういったアプリに関しても、玄関口となるような形で、ポータルとして使うような機能というのも、こちらもしっかり登載していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 総務課長。

○総務部総務課長選挙管理委員会事務局総括主幹（鈴木明人） 時間外のお尋

ねについてお答えします。

毎月月末の翌月に、今現在では紙のものですが、時間外を集計しております。人数ということでお尋ねだったかと思いますが、大体月、個別に集計というのは、数値のほうを述べるのは難しいのですが、大体10人から20人程度がそういった対象になっているという状況になっております。

○委員長（佐賀英生） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） ポータルアプリにつきましては、分かりました。

最後の勤怠管理導入システムのところ、もう一点なのですけれども、500万円使って勤怠管理するということですから、当然庁内の労務管理というのは適切になされていってほしいなと思います。

そもそも今まで紙でやっていたということ自体が、うん、どうなのかなというところは当然あるのですけれども、今までは紙でやっていたので、月末で締めるので、もしかするとリアルで把握できなかったかもしれませんが、デジタルになれば、その都度、その都度、そろそろ超えそうだと、累積が危ないなというところは把握できると思うので、当然超えないように適切に対応していくということになると思うのですけれども。なので、その分、本当にちゃんとこの入れた成果が出ているのかというところを把握するには、やはりそういった80時間を超えた人の人数というのは把握しておく必要があるのではないかなというふうに思います。

今の話だと、毎月10人から20人くらいの方が月80時間を超えた残業しているというふうに認識しましたけれども、それで認識が合っているのか。できれば年間延べ何人超えたかという数字はご答弁いただきたいのですけれども、最後にもう一度だけお尋ねします。

○委員長（佐賀英生） 総務課長。

○総務部総務課長選挙管理委員会事務局総括主幹（鈴木明人） まず、総務のほうでは、毎年時間外の勤務の制限に関する方針というのを職員のほうに通知しております。高橋委員が今おっしゃった月80時間というのは、その制限の種類の一部でありまして、例えば業務の比重が重い部署であれば100時間までいいですよとか、年間では720時間までいいですよ。12月で割りますと、そういった計算、60時間とかになりますので、そういった様々な区分で時間外の管理をしている現状です。

決して80時間を超えた方が10人から20人いるということではなく、そういった区分に応じた方で、その上限を超えた方が10名から20名いるということなので、詳細に今この場で、例えば100時間超えた方が何名、80時間が何名、年間で計何名という数値のほうは、ちょっと持ち合わせておりませんので、

現状としてはそのような状況となっております。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで第２款総務費のうち、総務部が所管している事項についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 １時 ３ ８ 分 休憩

午後 １時 ４ ０ 分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第２款総務費のうち、政策推進部が所管している事項について理事者の説明を求めます。政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） それでは、第２款総務費のうち、政策推進部が所管しております費目についてご説明いたします。予算書の36ページをお開き願います。

まず、第１項総務管理費、第２目企画費についてでございますが、これは各種団体に対する負担金及び補助金などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、総合経営計画推進事業費、地域おこし協力隊設置事業費、37ページに移りまして、高齢者無料乗車証事業費、高等学校通学費補助金、むつ市自動運転実証運行事業費、むつM a a S構築事業費、むつ市コミュニティ空港整備構想検討協議会負担金となっております。なお、前年度と比較しまして、6,322万1,000円の減となっておりますが、主な理由といたしましては、下北ジオパーク推進協議会の事務局が本年４月に一般社団法人しもきたツーリズムへ移行することが決定されたことに伴い、関連する下北ジオパーク推進事業費を第２款総務費から第７款商工費へ科目替えしたことなどによる減となっております。

次に、38ページに移りまして、第４目の原子力広報調査費についてでございますが、これは原子力関連施設に関する知識の普及を図るための経費でございます。主なものといたしましては、原子力施設等見学会開催事業費、エネルギー未来人材育成支援事業費となっております。

次に、第５目の再生可能エネルギー推進費についてでございますが、これは再生可能エネルギーの活用を推進するための経費でありまして、主なものといたしましては、住宅向け太陽光発電設備導入補助事業費となっております。

次に、42ページに移りまして、第19目のコミュニティ推進費についてであ

りますが、これは町内会など地域コミュニティの維持、活性化を図るための経費でありまして、主なものといたしましては、地域コミュニティ保全事業となっております。

次に、43ページに移りまして、第21目の市民連携推進費についてであります。これは地域の課題解決や活性化を図るための経費でありまして、主なものといたしましては、むつサテライトキャンパス事業費となっております。

次に、第23目のコミュニティセンター管理費についてであります。これは下北文化会館及びむつ地区、大畑地区、脇野沢地区のコミュニティセンターの管理費に要する経費となっております。なお、前年度と比較しまして9,152万2,000円の減となっておりますが、主な理由といたしましては、下北文化会館改修事業費の減によるものでございます。

次に、44ページに移りまして、第24目の市民相談費についてであります。これは各種相談業務に要する経費となっております。

次に、第25目の諸費についてであります。これは国から委託されております自衛官募集事務に要する経費となっております。

次に、第26目の男女共同参画費についてであります。これは男女共同参画推進委員会の開催に要する経費となっております。

次に、45ページに移りまして、第37目の過疎地域持続的発展基金費についてであります。これは過疎地域持続的発展特別事業に係る年度間の財源調整を図るため、基金の積立てに要する経費となっております。

次に、48ページに移りまして、第5項統計調査費、第1目統計調査総務費についてであります。これは統計調査を実施するための事務に要する経費となっております。

次に、第2目諸統計調査費についてであります。これは各種統計調査の実施に要する経費となっております。

次に、国勢調査費につきましては、5年周期で実施される国勢調査が前年度をもって終了したことにより、廃目となっております。

以上が第2款総務費のうち、政策推進部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生）　ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健）　37ページ、第2目企画費のむつ市自動運転実証運行事業費について質疑いたします。

昨年8,209万1,000円から、来年度ですけれども、1億9,772万8,000円と約倍近く増額した理由についてお示してください。

○委員長（佐賀英生） 交通政策課長。

○政策推進部交通政策課長（角本昌史） お答えいたします。

令和８年度、事業費が倍以上になっている理由ということでございますけれども、今年度は30日間の一般運行期間で事業を実施しておりましたが、来年度は冬期間を含めた90日間の一般運行を計画していることによるものでございます。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） では、その財源というのは国・県からの支出金なのか、一般財源なのかお聞きいたします。

○委員長（佐賀英生） 交通政策課長。

○政策推進部交通政策課長（角本昌史） 本事業を実施するに当たりましては、財源として国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の活用を考えております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 全額国からのお金ということで、納得しました。

最後ですけれども、この実証運行をした後ですけれども、将来的な話ですけれども、実用化に向けていける合否といたしますか、この可否の判断基準というのは、今現在あるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（佐賀英生） 交通政策課長。

○政策推進部交通政策課長（角本昌史） お答えいたします。

先ほどの財源の部分なのですけれども、10分の10ではございませんで、令和７年度におきましても、まず補助率は5分の4でございました。令和８年度の補助要綱は、まだ国から正式なものが示されておりませんが、恐らくは5分の4になるのではないかと想定はしておりますし、その情報を基に予算を組んでおります。

今後この事業の継続の可否といたしますか、自動運転を導入するかどうかの可否というところでございますけれども、市民の皆様の日常的な移動手段として十分に対応し得るものであるということが判断できれば、そのまま事業として継続していくことになるのではなかろうかと考えております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。村中浩明委員。

○委員（村中浩明） 野中委員と同じ37ページのむつ市自動運転実証運転事業について、1点だけお伺いします。

運行期間を拡大し、冬期間を含む自動運行を実証するということになっております。今年度の運行ルートは、むつ来さまい館から下北駅までの運行ホールの実証でありましたが、来年度の運行ルートはどのように想定しているのか。長くなるのか、その点がありましたらお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 交通政策課長。

○政策推進部交通政策課長（角本昌史） 自動運転事業の運行ルートということでございますけれども、本事業につきましては、現在令和８年度の実証運行業務委託の受託候補者を選定するためのプロポーザルを実施しているところでございます。来年度事業の運行ルートにつきましては、基本的には今年度のものをベースとして考えておりますが、プロポーザルの参加事業者からの企画提案内容等も勘案して、今後決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 36ページ、第２目企画費の中で事業内容についてお尋ねいたします。

まず、企画費の中の国際交流事業費915万8,000円ありますが、この事業内容と期待する効果。

それから、次の事業は青森明の星短期大学下北キャンパス運営費補助金1,200万円、来年度以降の運営状況についてお知らせください。

あと次は、地域おこし協力隊の設置地域と関わる事業内容、また期待される効果等を確認いたします。

もう一点、44ページ、第26目男女共同参画社会、予算が昨年23万9,000円から6万9,000円減額になり、17万円となっておりますけれども、この事業内容と、どうしてこういう減額になったのかお知らせください。

○委員長（佐賀英生） 市民連携課長。

○政策推進部市民連携課長（澁川紋子） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

まず、国際交流事業についてですが、こちらの事業の概要は、国際交流員を配置し、体験型の交流を行い、市民が異文化に触れることを目的としております。姉妹都市のポートエンジェルス、友好交流協定を締結した台湾高雄市との交流の活性化を目的としております。現在市内16の保育所、認定こども園、幼稚園で、3歳から5歳児を対象に国際交流員を派遣しまして、「言語で遊ぼう！ムチュリンガル教室」を実施しております。こちらの事業は、国際交流員の工夫もございまして、各園から大変好評を得ております。そのほかには、エフエムアジュールでのラジオ放送や英語ゲームDAY、これは

小学生から高校生くらいまでを対象としたものです。あと、中国語コーナーなどを開催しております。

続きまして、青森明の星短期大学運営費補助金ですが、こちらは令和2年にむつ市初の高等教育機関として開校しました同校に対して、教育環境の充実や経営の安定化、地域への教育振興を目的としまして運営費を補助しているものでございます。令和8年度以降の学生募集は停止となっておりますが、市といたしましては、現在在籍している学生が目標とする資格を取得しまして安心して卒業できるように、引き続き大学側とも連携し、学習環境の整備に努めたいと思っております。

続いて、最後に男女共同参画の事業についてお答えいたします。本事業は、男女共同参画社会基本法及び本市の条例に基づきまして、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現を目的としております。学識経験者や公募委員等で構成される男女共同参画推進委員会を軸に、本市における参画状況の現状分析や次期計画に向けた施策の方向性について、調査、審議を行うこととしております。減額となった理由は、会議の開催数によるものです。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 企画課長。

○政策推進部企画課長（井戸向秀明） 地域おこし協力隊のご質疑にお答えいたします。

まず、設置地域でございますが、令和3年度から川内地区に地域おこし協力隊を配置しております。また、現在大畑地区と脇野沢地区でも地域おこし協力隊を配置しようと地域で検討を重ねているところでございます。

事業内容につきましては、令和7年度、川内地区でホタテフェスティバルだとか、お魚料理教室などのイベントを開催しております。脇野沢地区では親子でイルカウォッチングという事業を開催しております。事業数で申しますと、川内地区で7事業、そのイベントの参加人数でいきますと2,632人、脇野沢地区で1事業を開催しております。34名の参加、合計8事業という形になってございまして、合計の参加者数は2,662人と現在のところになってございます。

また、地域おこし協力隊に期待する効果というところでございますけれども、現在川内地区に配置しておりますけれども、主な内容といたしますと、観光アクティビティーの開発だとか、イベントの企画運営という形で地域活性化に資する事業を行っていただいております。ただ、地域おこし協力隊の目的とすれば、その地域の活性化のほかにも地域課題の解決というふうなこ

とがございますので、またその地域の課題を解決しながら、将来的に、地域おこし協力隊、任期が3年というふうな形になってございますが、それ以後も定着して活動していただく、またできれば創業だとか起業とか、そういうふうな形でなりわいの創出にもつなげていきたいと考えております。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 国際交流事業については、国際交流員の配置ということで、保育園等にも出向していただいて、いろんな事業を展開しているということで理解いたしました。より一層活発に展開していただくようお願いいたします。これは、音楽等とか、そういう幼稚園等と連携取ってやっているのでしょうか。ただ派遣しているということでしょうか。3回しかできないので、あと3つ言いますけれども。

次に、青森明の星短期大学につきましては、もう今年度募集停止して、在校生の卒業のみで停止ということで理解いたしました。

それから、地域おこし協力隊ですけれども、今お聞きしますと、フェスティバルとかそういうイベント企画が主なようなのですけれども、事業企画等についてはなされていないのかお聞きいたします。他の地域おこし協力隊の方の活動を見ていますと、その地域で事業を起こしていくというような活動をしていく方もいらっしゃいますので、そこまでは希望していないのか。

それから、3年が期間ということですがけれども、3年間、期間を満了している方が多いのか、それとも途中でやめていく方が多いのか、もう一度お聞きします。

あと、それから男女共同参画社会の中で、減額になったのは委員会開催回数の減少ということですがけれども、この部分について、こういった提案とか意見がなされて、そういったものがきちっと達成されているのかお聞きいたします。

○委員長（佐賀英生） 市民連携課長。

○政策推進部市民連携課長（澁川紋子） まず、国際交流員の部分についてお答えいたします。

3月に市内の各園に要望を伺いまして、4月以降の日程調整をしております。最大9回実施するように、現在は16の園で実施しているところです。

続きまして、男女共同参画の部分ですが、申し訳ございません、先ほど会議回数の減ということもございましたが、これに加えて、令和8年度は費用弁償に係る日当の廃止や交通費の単価も減となりましたことから、予算が減額されております。

詳細の事業につきましては、市としては女性管理職や審議会委員への登用

拡大、男性の育児休業取得促進、パートナー参加型の両親学級等の充実、あとこれに加えて、学校教育における男女平等多様性の学習機会の充実など、様々な分野の取組を評価していただいているところでございます。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 企画課長。

○政策推進部企画課長（井戸向秀明） 地域おこし協力隊に関する質疑にお答えいたします。

まず、1つのご質疑が、イベントとかではなくて、仕事をつくる、なりわいつくるというところを求めているのかというふうな多分ご質疑だと思うのですが、それにつきましては、まず各地域にある課題、地方協力隊の制度を使うということは、まず地域の課題を特定して、それを解決するためにどのようにアプローチしていくかというふうなところだと思うのです。川内地区の場合は、観光による地域活性化というところで、観光コンテンツの開発だとか、地域イベントの企画運営というようなミッションの下、地域おこし協力隊を募集しまして、今の隊員が配置されて活動しているというふうなところでございます。

それから、各地域に合った課題を解決するために地域おこし協力隊を活用するというところでございますので、各地域でそういうふうな形でなりわいを起こすというふうな形でミッションをつくって、またその地域の受入団体とともに活動ができる環境であれば、そのような形で課題を設定してアプローチしていくような形になろうかと思います。

2点目でございますけれども、任期が3年で、3年の任期を満了した方が多いのか、少ないのかというところでございますけれども、令和3年度からこちらの制度を活用しておりますが、現在まで7名、隊員のほう配置されてございます。そのうち5名が退任して、現在2名というところでございますけれども、その5名のうち、3年満了した方は1名というような形で、残りの方は大体2年弱ぐらいの任期で退任しているところでございます。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 国際交流員の方の事業、大変よいことだなと思いますので、16の園で9回ずつ行っているということですので、それをやっぱり効果をもっと出していくためには、その先生がいらっしゃらない間にどういった補助とかサポート、例えば英語の簡単なCDを園と一緒に連動して、これで歌って勉強していてねというぐらいの、そういうことも必要ではないかなと思いますので、お考えをお聞きます。

それから、地域おこし協力隊、満期まで、5人の中でお一人だけということでしたので、やっぱりそこに課題があるかと思いますので、もう少し地域おこし協力隊の方にお話をしっかり聞いて、どういう部分が途中でやめていかれる原因なのかということを知って、しっかり地域に根差した活動をしていただくようにしていったらいいのかなということをお聞きします。

それから、男女共同参画社会の中で、費用弁償の減少もあるということですが、会議の中では、その中でこちらのほうで課題とか議題というものを提示して意見を聞くだけなのか、それともそちらの委員さんのほうから、もちろん様々な意見も出ると思いますけれども。先ほど教育のお話出しましたが、日本は教育の部分では男女はそれほど遜色はないくらい世界のレベルにあると思っています。ただ、議員さんとか、そういう議会に関しては女性の参画が少ない、かなり少ないというふうに言われていますので、そういうことに関しては意見等はないのか、またそれを改善していくための意見等は出されていないのかお聞きします。

○委員長（佐賀英生） 市民連携課長。

○政策推進部市民連携課長（澁川紋子） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

まず、国際交流員の部分ですが、濱田委員のご意見伺いましたので、参考とさせていただきます。

続きまして、男女共同参画の部分ですが、委員の皆様には令和6年度中に第3次むつ市男女共同参画推進基本計画に基づく実施計画を作成していただいております。令和10年度までの5か年計画となっておりますので、令和8年度におきましては男女共同参画推進委員会を開催しまして、実施計画の推進状況をチェックするとともに、改善すべき点などのご意見を各担当部署にもフィードバックし、取組の改良や、さらなる推進につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（佐賀英生） 企画課長。

○政策推進部企画課長（井戸向秀明） 地域おこし協力隊のご質疑にお答えいたします。

まず初めに、任期についてでございますが、3年というふうなお話でしたが、最長で3年というふうな形になってございまして、1年ごとに任期を更新というふうな形でありますので、まず最初にそちらをお伝えさせていただきます。

最長3年間で地域の課題を解決するようなミッションを組んでいるわけですが、その課題解決に向けまして、地域おこし協力隊とは、

例えばもちろん受入団体、またその地域の分庁舎、そして担当課である企画課と密に連絡を取りながら、その課題解決にアプローチしているというようなところがございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 38ページ、第5目再生可能エネルギー推進費の住宅向け太陽光発電設備導入補助事業費600万円に関しての2点質疑させていただきます。

今回の予算計上では、太陽光と蓄電池とともに、各10件分、20枠となっておりますが、市内脱炭素化を推進する上で、この規模で十分と考えているのか。また、設置条件が太陽光と蓄電池のセット導入で限定されている場合、高額な初期費用が障害となって、特定の層に補助が偏る懸念はないのかお伺いします。

2点目は、本事業が可決された場合、市民向けの公募開始から交付決定、施工完了までの具体的なスケジュールはどうなるのか。特に年度内の施工完了が必須条件となるのか、手続の流れをお示してください。

○委員長（佐賀英生） エネルギー戦略課長。

○政策推進部エネルギー戦略課長（安野智哉） 住宅向け太陽光発電設備導入補助事業についてお答えいたします。

まず、件数について、こちらで妥当かということではありますが、以前当市では太陽の恵み基金を活用した補助事業を実施しておりまして、そちらのほうの実績を基に、まずはスタートしてみようということで企画したものでございます。

2点目につきましては、本事業については、既に県のほうで今年度からスタートしているものの事業について、連携して、今度市町村が窓口となって開始する事業となっております。その関係で、まだ県のほうから具体的なスケジュールについてですとか、要件については説明がまだなされていない部分になっておりますので、そちらが分かり次第、市民の皆様に適切に広報したいと考えております。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 3点お聞きします。36ページの第1項第2目企画費について3点あります。

まずは、市内研究機関支援事業29万6,000円ですけれども、こちらの支援対象となる研究機関と、その支援内容についてお伺いします。

2点目は、高等学校通学費補助金2,600万円ですけれども、こちらに関しては、原則論として県立高校の通学支援というのは県教育委員会の管轄だと。

予算が限られている中で、これまで支援ができてこなかったというのは、ある意味そういう理由だったと思っています。なので、この事業、市長の英断で進めていただきましたけれども、これが始まったからといって問題が全て解決されたというわけではないと思います。

年間2,600万円の予算ですから、本来県教育委員会がやるべきことを県教育委員会がやってくれば、この2,600万円を別事業に振り分けできたということになります。このことにつきまして、市としてどういう問題意識を持っていて、また県教育委員会への要望や働きかけというのをどのように行っているかお聞きします。

3点目ですけれども、37ページのバスの自動運転の事業です。先ほど野中委員の質疑の中で、国の補助はありますけれども、5分の4の補助だというご答弁がありました。事業費が2億円なので、5分の4補助だと5分の1が市の負担になりますので、4,000万円の負担が出ると。10分の10で実証実験できるならいいかと思うところもありますけれども、市の負担が出るということは、やはりそれに見合うだけの価値があるかというところは、当然問われると思います。

実証実験を行う意義について、ちょっと改めてご説明いただきたいのと、令和7年度も、もともと令和6年度が10分の10のはずが、途中で引き下がって5分の4になったという話ですけれども、令和8年度、補助率が5分の4からさらに引下げになる可能性があるかどうかお聞きします。

○委員長（佐賀英生） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） 私のほうからは、高等学校の通学費補助事業、そちらのほうについて、どのような問題意識を持っているのかというところについて答弁させていただきます。

まず、高校生の通学費支援につきましては、青森県教育委員会が行うべき事業であると我々も認識はしております。青森県内で最大の行政面積を有するむつ市では、高等学校への通学費が各家庭の負担となっており、スクールバス費用や定期券購入の支援をしてほしいという声が「ふらっと」やむつ市のホームページ等々で問合せなどが多く上がっておりました。このような状況から、むつ市に住む子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないように通学費を補助するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、将来を担う人材の育成及び地域の活性化に資することを目的に通学費支援事業を実施しておる状況でございます。

また、県教育委員会への要望、働きかけという部分に関しましては、例えば青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針を踏まえ、実施計画策定に

当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等で地区の望ましい学校配置等を検討するために設置された学校の在り方地区検討委員会の場において、下北地区では高等学校奨学金通学費等返還免除制度で奨学金の返還を免除するのではなく、通学費を給付すればよいのではないかという意見が出ております。他地区の検討委員会でも、通学環境への配慮に関する意見は出ているように認識してございます。

青森県教育委員会におきましては、下北地区のみならず、県内他地区でも同様の意見が出ていることを踏まえ、青森県立高等学校魅力づくり推進計画前期実施計画策定に当たって検討するとしておりますので、今後も市として様々な場面で地域の実情を伝え、何とか県のほうで、この部分に関して負担していただけるような状況になるように働きかけていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

残りの問いに関しては、各担当課長のほうより説明させていただきます。

○委員長（佐賀英生） 市民連携課長。

○政策推進部市民連携課長（澁川紋子） 高橋委員のお尋ねの1点目、市内研究機関支援事業における支援対象となる研究機関と支援内容についてお答えいたします。

令和8年度予算での研究機関に対する支援といたしましては、国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所に対する支援といたしまして、関根浜港が船籍港となる北極域研究船「みらいⅡ」の就航を記念した記念品の作成を実施することとしております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） 大変申し訳ございません。私のほうからは、もう一点、バスの実証運行のその意義というところについて説明させていただきます。

まず、実証試験を行う意義についてでありますけれども、本事業は市内交通事業者の運転手不足及び高齢化により、公共交通の維持が難しくなっているという喫緊の課題を解消するため、将来的な自動運転の本格導入を見据えて実施するものでございます。

無人で運行するレベル4での自動運転にステップアップするためには、様々な問題があり、実証実験を重ね、検証結果を精査し、課題解決の検討をする必要がありますことから、今年度や来年度の実証運行事業は当市の公共交通を維持するための布石であり、未来に向けた投資的な意味合いを持つ非常に重要な事業であると認識しております。

補助のほうに関しましては、担当課長のほうより答弁させていただきます。

○委員長（佐賀英生） 交通政策課長。

○政策推進部交通政策課長（角本昌史） 私のほうからは、補助率の引下げになる可能性もあり得るのかという部分のお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず、令和7年度の部分に関しましてご説明を申し上げますと、令和7年度の予算を我々が積算する時点では、当然令和7年度の公募要領等は示されておりませんでしたので、令和6年度の補助率10分の10を基に積算をしたというところがございます。その後、令和7年4月に入って、その公募要領が示された段階で5分の4というものが示されたということがございます。

まず、令和8年度の公募要領も現時点では正式なものが示されておられませんので、今年度の状況を基にご説明をさせていただきますが、令和7年度の公募要領では、一般支援事業、我々が扱っている事業なのですが、この補助率が5分の4、補助上限額は1億円でありましたけれども、その応募状況によりまして、補助額を調整する旨の明記がされておったということです。

市では、事業費が8,209万485円、補助金額が6,567万2,388円という内容で、令和7年度事業の国への応募をいたしました。が、審査等の結果、補助金の交付決定額は5,659万3,748円ということで採択を受けておるというところです。我々が提出した応募内容やその経費について、一部見直した上で今年度事業を実施したということになっております。

こういった今年度の状況を踏まえますと、令和8年度におきましても、同じような公募要領の内容であるとか、審査の結果という事態が発生する可能性もありますけれども、その場合には今年度と同じように採択状況を勘案して、事業内容について検討の上で実施してまいりたいということで考えております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 自動運転バスについては、必ずしも全ての方が賛同しているということでもないのかなと、言い方がちょっとおかしいですね。実証実験をすることに疑問を持っている方もいらっしゃるのかなというふうに思っています。それが全額補助であれば、いろんな説明の仕方があるかと思うのですが、やはりその負担が5,000万円ですか、4,000万円ですね。もし5分の1の負担であれば4,000万円、もしかしてそれ以上ということになると、やはり説明が求められると思いますので、そこは補助金は確定した

のか、補助金の金額にかかわらずですけれども、事業の意義ですとか、その中身ですとか、そういったものがきちんと伝わるように説明していただきたいなというふうに思っております。

市内研究機関支援事業について、再質疑いたしますけれども、J A M S T E C への支援だと、「みらいⅡ」ということですが、J A M S T E C は世界最先端の研究しているものだとは思ってしまっていて、またそれだけではなくて、海流ですとか、水温ですとか、酸性化ということに関しては、やはり地域の漁業にも貢献するものだと思っています。「みらいⅡ」に関しては、むつ市が船籍港ということで、やはり地域の誇りにもなると思っていて、そういう意味から、研究機関への市の支援として29万円という金額が、その市の姿勢としてやはり足りないのではないかなというふうに思っていて、地域にとって必要な研究機関ですので、もっと目に見える支援が必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の考え方についてお聞きします。

○委員長（佐賀英生） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

各研究機関の皆様が行っております研究活動が、地球環境や地域漁業活動の発展に大きな成果を残しており、そのような研究を行う機関がむつ市にあるということは、市民の皆様にとってもとても誇りであると認識しております。

お尋ねの支援の在り方についてですけれども、市といたしましては単なる資金提供にとどまらず、研究成果を市民の皆様に広く還元することこそが行政が果たすべき重要な役割だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐賀英生） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） これで最後にします。

J A M S T E C への支援、それから高校のバスに関しては、ぜひよろしく願います。

最後に、先ほど濱田委員のほうから質疑がありました44ページの男女共同参画の件について、ちょっと関連してお尋ねしたいのですけれども、多分この事業の内容、金額的にも会議の開催だけだと思うのですけれども、それなのに、さらに会議の回数を減らすということで、男女共同参画がこれまで十分なのかというところの疑問もあるのですけれども、そういった中で、あえてまた会議の回数を減らす根拠、そちらのほうをお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 市民連携課長。

○政策推進部市民連携課長（澁川紋子） 高橋委員のお尋ねにお答えいたします。

申し訳ございません。先ほどの私の説明がきちんと伝わってなくて申し訳ありません。会議の回数の減ではなく、報酬のほうの減ということでご理解いただければと思います。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで第2款総務費のうち、政策推進部が所管している事項についての質疑を終わります。

ここで、2時35分まで休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2款総務費のうち、財務部が所管している事項についての理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） それでは、第2款総務費のうち、財務部が所管しております費目についてご説明いたします。予算書の37ページをお開き願います。

第1項総務管理費、第3目調整費についてであります。これは電源立地地域対策交付金及び防衛関係補助事業の申請事務等に要する経費であります。

次に、39ページに移りまして、第8目財政管理費についてであります。これは予算の執行管理に要する経費であります。

次に、第9目財産管理費についてであります。これは市有財産の管理に要する経費でありまして、公有建物の保険料などとなっております。

次に、第10目契約管理費についてであります。これは工事の入札や物品の購入等の契約事務に要する経費であります。前年度と比較して41万4,000円の増額となっております。これは新規事業といたしまして、これまで紙と印鑑で行っていた契約手続をインターネット上で完結させる電子契約システムを導入することによるものであります。

次のページに移りまして、第11目工事検査費についてであります。これは検査業務に要する経費であります。

次に、第13目庁舎管理費についてであります。これは本庁舎の維持管理

に要する経費でありまして、光熱水費のほか設備等の改修事業費などとなっております。前年度と比較して10億4,707万5,000円の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、デジタル防災センター整備事業及び本庁舎電気室電源改修工事の完了に伴う減によるものです。

次のページに移りまして、第17目車両管理費についてであります。これは公用自動車の維持管理に要する経費であります。

次に、44ページに移りまして、第30目財政調整基金費についてであります。これは利子を積み立てるものであります。

次に、第31目土地開発基金費についてであります。これは利子を積み立てるものであります。

次に、第32目減債基金費についてであります。これは利子を積み立てるものであります。

次のページに移りまして、第33目地域振興基金費についてであります。これは電源立地地域対策交付金を積み立てるものであります。前年度と比較して、3億3,825万3,000円の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、核燃料サイクル交付金の積立額の皆減によるものです。

次に、第34目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費についてであります。これは利子を積み立てるものであります。

次に、第36目地域基盤安定化基金費についてであります。これは利子を積み立てるものであります。

続きまして、第2項徴税費、第1目税務総務費についてであります。これは各種システムの運用費など、賦課事務に要する経費であります。

次のページに移りまして、第2目市税等徴収費についてであります。これはコンビニエンスストア収納事業費など、徴収事務に要する経費であります。

以上が第2款総務費のうち、財務部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 46ページの第1款総務費の第2項徴収費の第2目市税等徴収費なのですが、これは滞納管理システム維持管理事業費ということなのですが、本年度は19万3,000円、昨年度は338万6,000円とかなりの差が出ておるのですが、これはどのような理由なのかお伺いいたします。

○委員長（佐賀英生） 税務課長。

○財務部副理事税務課長（畑山 勝） 滞納管理システムの維持管理事業につ

いてご説明します。

市税の収納状況、滞納状況、折衝状況等を把握するためのシステムであります。委託料の減とかが主な理由となっております。

○委員長（佐賀英生） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 今のご答弁では、委託料が減ったということなのですが、では今回は委託しなくてもできるような形になったという捉え方でよろしいのでしょうか。ということは、これは来年度からこの委託料がこのままの状況で進んでいくということなののでしょうか。

○委員長（佐賀英生） 税務課長。

○財務部副理事税務課長（畑山 勝） 主に管理システムの保守管理業務の減になります。標準化システムが稼働するまでの間の委託料が今までのシステムの並行稼働する意味の減額があります。

（不規則発言あり）

○財務部副理事税務課長（畑山 勝） 標準化システムになったときの今までのシステムが8月まで並行稼働するので、そのための委託料の減となります。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 40ページの庁舎管理費の電気代についてお伺いします。

本年の電気代は4,749万1,000円と昨年の3,918万8,000円と比較して、約830万円、率にして21%大幅に増加となっています。大畑庁舎とか脇野沢庁舎、川内庁舎を見たのですけれども、各庁舎そんなに伸びていない、本庁舎のみが伸びているということで、去年は本庁舎はLEDの更新工事をやったはずだと思うのですけれども、それである程度は抑制されるはずなのに、なぜ2割伸びているのか、その要因をお示してください。

○委員長（佐賀英生） 施設経営課長。

○財務部施設経営課長（村口一也） お答えいたします。

令和8年度の電気料の増額分につきましては、4月から……

○委員長（佐賀英生） マイクをもう少し近くをお願いします。

○財務部施設経営課長（村口一也） 4月から供用開始いたします危機管理センター分の電気料を見込んだものであります。

LEDの工事ということだったのですけれども、令和7年度は調査設計のほうを行っております。

○委員長（佐賀英生） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） ということは、デジタル防災センターができたので、今後も当然このままこの伸び率でいくわけですね、この電気代で。また、LED化が、例えばこれがしっかり本庁舎の部分が進んだら、これはある程度

相殺できるものなのか、確認したいと思います。

○委員長（佐賀英生） 施設経営課長。

○財務部施設経営課長（村口一也） 危機管理センターのほうの電気代が年間のぐらいかかるかというのは、ちょっとまだ把握できない状況にありますので、来年度また調査研究していきたいと思っております。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで、第2款総務費のうち、財務部が所管している事項についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時44分 休憩

午後 2時46分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2款総務費のうち、出納室、各分庁舎、商工観光部、市民生活部、選挙管理委員会、監査委員事務局が所管している事項について理事者の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（中村智郎） それでは、第2款総務費のうち、出納室で所管しております費目についてご説明いたします。一般会計予算に関する説明書40ページをお開き願います。

第1項総務管理費、第12目会計管理費についてであります。これは出納事務に要する経費でありまして、主なものといたしましては、指定金融機関派出所派遣料、公金の振込手数料などとなっております。

以上が第2款総務費のうち、出納室で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（池田雅文） それでは、第2款総務費のうち、川内庁舎で所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書40ページをお開き願います。

まず、第1項総務管理費、第14目の川内庁舎管理費についてであります。これは川内庁舎の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、光熱水費及び各種管理関係業務委託料のほか、川内庁舎空調設備更新事業については、令和8年度から令和9年度にかけて継続費を設定し、令和8年度の事業費として設計単価入替え業務に係る委託料を計上しております。

す。また、前年度と比較して1,738万3,000円の減額となっておりますが、この要因といたしましては、庁舎空調設備更新事業並びに照明設備更新事業に伴う実施設計業務委託料の減額によるものです。

次に、44ページをお開き願います。第27目川内地区応急対策費についてありますが、これは地域の要望などに対しまして、迅速に対応するための経費となっております。

以上が第2款総務費のうち、川内庁舎で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（松本邦博） それでは、第2款総務費のうち、大畑庁舎が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書41ページをお開き願います。

まずは、第1項総務管理費、第15目の大畑庁舎管理費についてであります。これは大畑庁舎の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、燃料費、電気料などの光熱水費のほか、管理関係業務委託料などとなっております。

次に、44ページに移りまして、第28目の大畑地区応急対策費についてありますが、これは地域の要望や緊急を要する課題などに迅速に対応するための経費でありまして、主なものといたしましては、修繕料に係る需用費及び委託料などとなっております。

以上が第2款総務費のうち、大畑庁舎で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長農林水産部副理事（山崎拓也） それでは、第2款総務費のうち、脇野沢庁舎が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の41ページをお開き願います。

まず、第1項総務管理費、第16目脇野沢庁舎管理費についてであります。これは、脇野沢庁舎の維持管理及び脇野沢地区高校生通学支援事業に要する経費でございます。

次に、44ページに移りまして、第29目脇野沢地区応急対策費についてあります。これは、脇野沢地区における地域の要望などに迅速に対応するための経費であります。

以上が第2款総務費のうち、脇野沢庁舎が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） それでは、第2款総務費のうち、商工観光部で所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の45ページをお開き願います。

第1項総務費、第35目のふるさと納税寄附金基金費についてであります。これはふるさと納税寄附金を積み立てるための経費であります。前年度と比較いたしまして、1億5,000万円余りが減額となっておりますが、この要因といたしましては、ふるさと納税寄附金額の目標を1億5,000万円に設定したことに伴い、基金を減額したことによるものであります。

以上が第2款総務費のうち、商工観光部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） それでは、第2款総務費のうち、市民生活部が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の46ページをお開き願います。

第3項第1目の戸籍住民基本台帳費についてであります。これは戸籍や住民基本台帳の事務に要する経費でありまして、主なものといたしましては、一般職員の給与費及び窓口サービス専門員の報酬等の人件費、マイナンバーカードの申請や交付に係る事務補助員の人件費及び業務委託に要する経費となっております。

令和7年度から引き続き、地方公共団体情報システム標準化事業に関する経費158万4,000円を計上しております。

以上が第2款総務費のうち、市民生活部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史） それでは、第2款総務費のうち、選挙管理委員会で所管しております費目についてご説明いたします。予算書の47ページをお開き願います。

まず、第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費についてであります。これは選挙管理委員会の運営に係る経費でありまして、主なものといたしましては、選挙管理委員の報酬及び職員の人件費などとなっております。

次に、第2目明るい選挙推進費についてであります。これは選挙啓発や明るい選挙推進活動等に要する経費でありまして、主なものといたしましては、明るい選挙推進協議会委員の選挙啓発に係る各種研修会等への参加経費などとなっております。

次に、第3目青森県議会議員一般選挙費についてであります。これは令

和 9 年 4 月 29 日に任期満了となります青森県議会議員の選挙執行に当たり、令和 8 年度内に準備に要する経費を計上したものでありまして、主なものといしましては、ポスター掲示場の設置、保守に係る業務委託料や投票所入場券の郵送料などとなっております。

次に、第 4 目むつ市長選挙費についてであります。これは令和 9 年 4 月 22 日に任期満了となりますむつ市長の選挙執行に当たり、令和 8 年度内に準備に要する経費を計上したものでありまして、主なものといしましては、ポスター掲示場の設置、保守に係る業務委託料となっております。

以上が第 2 款総務費のうち、選挙管理委員会です所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（澁田 剛） それでは、第 2 款総務費のうち、監査委員事務局が所管しております費目についてご説明いたします。予算書の 49 ページをお開き願います。

第 6 項監査委員費、第 1 目監査委員費についてであります。これは監査委員事務局の運営に要する経費でありまして、主なものといしましては、監査委員 2 名分の報酬、費用弁償及び事務局職員 5 名分の給与費となっております。

以上が第 2 款総務費のうち、監査委員事務局が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、41 ページの第 1 項総務管理費の 16 目脇野沢庁舎管理費の脇野沢地区高校生通学支援事業についてお伺いいたします。

これは、新規事業だとは思いますが、事業開始に至るまでの経緯についてお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長農林水産部副理事（山崎拓也） お答えいたします。

現在脇野沢地区在住の高校生がスクールバスを利用する際は、川内蛸崎地区がスクールバスの発着場所となっていることから、保護者の皆さんが脇野沢地区から蛸崎地区までの、距離で言いますと大体約 9 キロ、車で 10 分から 15 分ほどの距離を朝と夕方、自家用車にて送迎を行っている現状であります。このことから、保護者の皆さんに通学支援に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、朝と夕方の送迎にかかる身体的負担が大きいというご意見が多く寄せられました。このアンケート結果を基に、脇野沢地区の地

域課題の解決に取り組んでいるわきのさわ夢プロジェクト推進協議会において、現在高校生の送迎を行っている保護者の皆さんも交えて高校生の通学支援の協議を行ってまいりました。その協議の中で、地域の団体によります送迎による通学支援ができないかというご意見もあったことから、地域の複数の団体に送迎による通学支援のお声がけをさせていただきましたところ、ある地域おこし団体様から通学支援の申出がありましたので、その経過報告も含め、わきのさわ夢プロジェクト推進協議会及び保護者の皆さんにご報告をさせていただき、皆さんからの了承をいただいたことから、本事業の実施をする運びとなりましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 経緯は分かりましたが、その利用者に対する通学方法等、または支援内容については、内容的なものがもしお分かりであればお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 脇野沢庁舎総合課長。

○脇野沢庁舎総合課長教育委員会脇野沢公民館長（畑中正行） 利用者に対する通学方法と支援内容についてお答えいたします。

通学支援を行う団体に対し、脇野沢庁舎で管理する公用車を無償貸与し、脇野沢地区からスクールバスの乗降場所であります川内の蛸崎地区まで生徒を送迎する公用車の往復の燃料代や自動車保険費用等の運行に係る経費を市が負担することで、保護者の追加負担もなく、高校生の通学に係る利便性が向上するものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 脇野沢庁舎の公用車を利用することなのですが、市による直営の地元交通業者の運行などや、また既存の公共交通機関を利用した通学の支援ではなかったのか、またその支援を考えたのか。そして、今回の事業は法的な部分で庁舎の車を使うということではクリアしているのか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（佐賀英生） 脇野沢庁舎総合課長。

○脇野沢庁舎総合課長教育委員会脇野沢公民館長（畑中正行） お答えいたします。

直営についてでございますが、運転手不足、経費的な増額等により難しいものと考えております。

地元交通業者につきましては、既に別の交通事業者の路線となっていることや保護者の負担増、公共交通機関につきましては、長時間乗車後に停留所から高校までの移動距離の負担もありますことから、保護者から通学支援団

体による送迎を希望する協議結果となりました。

また、法的な面についてですが、通学支援団体が送迎することにつきまして、利用料金として利用料を徴収するわけではございませんので、通学支援団体が今回の手段で送迎することは法的に確認しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで、第２款総務費のうち、出納室、各分庁舎、商工観光部、市民生活部、選挙管理委員会、監査委員事務局が所管している事項についての質疑を終わります。

以上で第２款総務費の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 ３時 ０１分 休憩

午後 ３時 ０３分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第３款民生費についてであります。

まず、第３款民生費のうち、健康福祉部が所管している事項について理事者の説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） それでは、第３款民生費のうち、健康福祉部が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の50ページをお開き願います。

まず、第１項社会福祉費、第１目社会福祉総務費についてであります。これは一般職員給与費のほか、民生委員児童委員活動などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、民生委員児童委員協議会活動費補助金、社会福祉協議会補助金などとなっております。前年度の予算額と比較して3,695万4,000円の減額となっておりますが、主な理由といたしましては、人件費の減によるものとなっております。

次に、第２目障害福祉費についてであります。これは障害福祉サービスの給付等に要する経費でありまして、主なものといたしましては、障害者自立支援給付費、地域生活支援事業費のほか、51ページに移りまして、下北地域広域行政事務組合負担金などとなっております。前年度の予算額と比較して、１億2,904万4,000円の増額となっておりますが、主な理由といたしましては、障害福祉サービス事業費等の利用者の増加及び報酬改定によるものと

なっております。

次に、51ページ、第4目民生社会費についてであります。これは青少年健全育成活動、防犯活動に要する経費でありまして、主なものといたしましては、地域研修会の講師、運営スタッフへの謝金のほか、防犯団体等への負担金などとなっております。

次に、52ページに移りまして、第8目総合福祉センター管理費についてあります。これは大畑地区にあります総合福祉センターの維持管理に要する経費となっております。

次に、第9目障害支援区分認定審査会費についてであります。これは下北圏域5市町村で共同設置しております障害支援区分認定審査会に要する経費でありまして、主なものといたしましては、一般職員給与費、会計年度任用職員報酬などとなっております。

次に、第10目生活困窮者自立支援費についてであります。これは生活困窮者自立支援法に基づく事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、生活困窮者を対象とした相談支援事業費、生活困窮者就労準備支援等事業費などとなっております。

次に、53ページに移りまして、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費についてあります。これは一般職員給与費及び高齢者福祉事業などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、老人ホームの入所措置費、老人福祉事業費などとなっております。

次に、第2目老人憩の家管理費についてあります。これはむつ地区にあります老人憩の家福寿荘及び禄寿荘の維持管理に要する経費となっております。

次に、第3目老人福祉センター管理費についてあります。これは大畑地区にあります老人福祉センターの維持管理に要する経費となっております。

次に、54ページに移りまして、第4目介護保険費についてあります。これはむつ市介護保険特別会計への繰出金や介護保険施設管理費、成年後見制度利用促進体制整備事業などに要する経費となっております。前年度の予算額と比較して2,390万7,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、介護保険特別会計への繰出金の増を見込んだことによるものです。

次に、57ページに移りまして、第4項生活保護費、第1目生活保護総務費についてあります。これは一般職員給与費及び生活保護事務に要する経費でありまして、主なものといたしましては、生活保護適正実施推進事業費、

被保護者就労支援事業費などとなっております。

次に、第２目扶助費についてであります。これは被保護者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するためのものです。前年度の予算額と比較して２億３,９６２万円の増額となっておりますが、主な理由といたしましては、医療扶助費の増を見込んだことによるものであります。

以上が第３款民生費のうち、健康福祉部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生）　ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾）　１点だけお伺いします。

５３ページ、第１目老人福祉総務費の中の下から３番目、高齢者補聴器購入費助成事業９０万円についてお聞きします。この事業については、これまでの本会議で複数の議員から一般質問等があり、それに基づいて今回の予算計上になったのではないかと考えています。私たち高齢者にとって非常にありがたい、うれしい事業だと、そう思っていますが、そこでお聞きします。来年度の予算の中で、助成する人数はどのくらい予定しているのか、また１人当たりの助成金額は幾らになるのかお伺いします。

○委員長（佐賀英生）　総合福祉課長。

○健康福祉部副理事総合福祉課長老人憩の家所長（長尾寿和）　お答えいたします。

高齢者補聴器購入費助成事業につきましては、むつ市内に住所を有する加齢により聴力が低下している６５歳以上の軽度、中等度難聴者に対し、補聴器の使用により閉じ籠もりを防ぎ、積極的な社会参加を促すために補聴器購入費を助成するものであります。今回の予算としては９０万円計上しておりますけれども、人数としては３０人、１人当たりの助成額としては上限を３万円としております。

○委員長（佐賀英生）　岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾）　例えば応募者が多数となった場合、その対処方法、そしてまた予算不足となった場合、後で補正予算で対応するかどうか、そういう考えがあるかどうかお伺いします。

○委員長（佐賀英生）　総合福祉課長。

○健康福祉部副理事総合福祉課長老人憩の家所長（長尾寿和）　現在制度を始めたばかりですので、３０名としておりますが、不足した場合は必要な予算措置を講じてまいりたいと考えております。

○委員長（佐賀英生） 岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） むつ市では、こどもはむつ市の宝物とよく言われますが、高齢者の方々はこれまで非常に厳しい時代、むつ市を支えてきた功労者でありますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

最後になりますが、過去に購入した方々は補助対象となるのか、お伺いをしたいと思います。

また、補聴器ということで今助成対象になっていますが、集音器は対象とらないのか。もし対象とならない場合は、その理由をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（佐賀英生） 総合福祉課長。

○健康福祉部副理事総合福祉課長老人憩の家所長（長尾寿和） お答えいたします。

過去に補聴器を購入された方でも、助成をまだ使ったことがない方であれば、今回適用するということで今調整しております。

集音器につきましても、音が聞きづらいというものであれば、集音器のほうには対象となる見込みとしております。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 57ページの生活保護の扶助費について若干。

先ほどの説明でいきますと、伸びの要因は医療費ということで伺いました。ここ特に新型コロナ禍以降の受給者の数なり、世帯数の増減の状況について、分かる範囲で伺います。

○委員長（佐賀英生） 生活福祉課長。

○健康福祉部生活福祉課長（本間賢司） お答えいたします。

新型コロナ禍以降の被保護者数及び被保護世帯数の伸びの状況ということでございますけれども、近年は共に減少傾向を続けておりまして、令和2年度では被保護世帯数が1,330世帯、令和3年度が1,307世帯、令和4年度で1,278世帯、令和5年度で1,247世帯、令和6年度で1,252世帯、また被保護者数につきましては、令和2年度で1,666人、令和3年度で1,628人、令和4年度で1,589人、令和5年度で1,542人、令和6年度で1,544人となっておりまして、令和6年度では若干数の増加が見られておりますが、これまでの傾向でいきますと、減少傾向になってございます。

以上であります。

○委員長（佐賀英生） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） まず今の説明でいきますと、減少傾向ということで、いいのか悪いのか分かりませんが、取りあえず近年の日本全国、物価高、物

価高ということで、口を開ければ物価高ということでマスコミ報道もされていますけれども、そこで今の受給者の、いや、私自身は増加傾向にあるのかなという思いで伺ったわけですが、減少傾向ということであれば、また大変いいことでありますけれども、先ほども医療費の増ということは、ちょっと中身、具体的に伺いたいのですけれども、金額が大きいので、その点について再度お尋ねいたします。

○委員長（佐賀英生） 生活福祉課長。

○健康福祉部生活福祉課長（本間賢司） お答えいたします。

参考といたしまして、令和５年度から令和６年度の入院患者数で117名の増加、令和７年度は現在見込みではございますが、12月末現在で見込んでいる数値といたしましては、前年度と比較いたしまして、入院患者数に関する人数で250人程度が増加する見込みとなっております。

また、決算額でいきますと、令和４年度から令和５年度の医療費のみの増加額でございますけれども、約7,200万円、また令和５年度から令和６年度につきましては1億100万円の増加となっております、令和８年度の予算に計上したものでございます。

○委員長（佐賀英生） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 全体的には医療費もそうですけれども、増加傾向にあっても対応できるという今の予算内容ということでよろしいのか、その点について確認して終わります。

○委員長（佐賀英生） 生活福祉課長。

○健康福祉部生活福祉課長（本間賢司） 今お話しされたとおり、令和８年度では、今回の予算額で対応できるものと見込んでおります。

なお、令和８年度分の扶助費につきましては、今般厚生労働省から診療報酬の改定によって、令和８年度では2.41%、令和９年度には3.7%の診療報酬の増も示されておりますことから、これらの要素も踏まえて増額を見込んでございます。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 50ページの第３款第１項第１目、民生委員児童委員のことなのですが、これから質疑することは確認も含めてなのですが、定員を一定市で持っていて、充足数もこの前示されたと思うのですけれども、改めてここで定数と充足数を確認したいということが１点。

もう一つは、53ページの第２項第１目、高齢者等除雪サービス事業費、これについては市独自で除雪サービスをしないという話を前に聞いた記憶があるのですが、これ具体的に中身がどうなっているのかということを伺いたい

と思います。

もう一つは、緊急通報体制等整備事業、多分これ登録制だった記憶があるのですけれども、これについてもこの内容と、現在利用されている方がどれぐらいいるかお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 総合福祉課長。

○健康福祉部副理事総合福祉課長老人憩の家所長（長尾寿和） まずは、民生委員の定員数と充足数でありますけれども、定員数が現在159名となっております。まして、充足数は127名となっております。

続いて、除雪サービスですけれども、こちらは65歳以上のみで構成されている世帯及び身体障害者手帳の障害等級が2級以上の方のみで構成されている世帯で除雪作業が困難な方が対象となっております。日常生活上必要不可欠な範囲の除雪作業を行っております。

続いて、緊急通報システムの緊急通報体制整備事業でございますけれども、こちらは持病や障がい等がある在宅の独り暮らし高齢者または65歳以上世帯等に対して緊急通報装置を貸与し、緊急時に備える事業でございます。緊急時は貸与するボタン式ペンダントを押すことで委託事業者へ通報が入り、事業者が自宅訪問による安否確認を行っております。直ちに緊急搬送が必要と判断された場合には、119番通報へ通報されるとともに、ご家族や支援者の方に連絡を行う装置となっております。

それで、人数ですけれども、令和6年度末で設置台数が69台、令和5年が71台となっており、横ばいの状況となっております。

○委員長（佐賀英生） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 民生委員児童委員、なかなか成り手がないというのは承知しているのですけれども、市としてはやはりこれは定員を充足しないと、困っている方の相談になかなか乗れないという事態が起きる可能性があると思っていますので、今後の方針はどのようなふうに考えているかお伺いします。

もう一つ、高齢者の除雪サービスですけれども、これ手順をどういうふうに踏めばいいのかということをお伺いしたいと思います。

あと、緊急通報体制の整備事業ですけれども、これは恐らく家族なり本人が申請する形になっていると思うのですけれども、これで十分カバーできているのかどうかという認識をお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（齊藤洋一） 私からは、民生委員さんの充足についてお答えしたいと思います。

冒頭申し上げたとおり、民生委員の方ですけれども、成り手が少ないとい

うことで、結局町内会長さんをお願いして何とか探していただいているという現状。ただ、それもなかなか難しくて、町内会長が自らやっていらっしゃる方もいらっしゃる。

そして、実は昨日ですけれども、所管事務調査がありまして、その中でやはり民生委員さんの話というのがあったのですけれども、たしか富岡直哉委員さんのほうから、町内会長と兼務されている人数ということを私伺っていて、その当時は把握していなかったものですから、お答え申し上げなかったのですが、その後戻って確認しましたら、先ほど基準定員数は159名に対して、実際今いらっしゃる民生委員さんは127名ですので、32名不足しているわけですが、現在いらっしゃるこの定員127名のうち、10名が町内会長と兼務なさっているというふうに伺っています。

この方法なのですけれども、私どもも非常に対策に困ってしまして、一部民生委員さんからも市役所のOBの方にぜひお声がけいただきたいということで、該当する方にはお声がけはしていないわけではないのですが、なかなかいろいろありまして、お受けしていただけない現況にあるかと思っています。

あと、詳しいことは申し上げられないのですけれども、今現在国のほうでも民生委員が不足する、成り手がいないということは、当然危機ということで感じておりますので、例えば地元に住んでいなくてもやっていただけるような制度にするとか、そういった制度の構築が進んでいるものと認識しておりますので、今現状、対策としてはそのようなところでございます。

○委員長（佐賀英生） 総合福祉課長。

○健康福祉部副理事総合福祉課長 老人憩の家所長（長尾寿和） 除雪の手順でございますけれども、まず市に登録していただきまして、決定されましたら事業者と連絡して、事業者のほうで順次対応するという流れとなっております。

続いて、緊急通報システムの必要な方に十分カバーできているかということですが、家族及び支援者等に広報しておりますほか、先ほど部長答弁もございましたけれども、民生委員さんのほうとか、必要な方にお声がけしていただくとか、そういった形で申請主義ということにはなりますけれども、対応しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 最後に1点、高齢者の除雪サービスのことでございますけれども、これ特に回数とかは制限されていないのかどうか伺います。

○委員長（佐賀英生） 総合福祉課長。

○健康福祉部副理事総合福祉課長老人憩の家所長（長尾寿和） 除雪サービスにつきましては、特に回数という制限はございませんので、雪で公道までの除雪が必要な際には、随時行っております。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） すみません、今の除雪に関して、ちょっと関連して質疑いたします。

先ほど市に登録して事業者のほうに連絡するということだったのですが、今除雪の回数に制限はないということをおっしゃったのですが、では例えば1日2回除雪をお願いしてもいいのでしょうか。それ1点と、その除雪の中にできる制限というのが、補助の制限が決まっているので、例えば車でなくても歩く程度の除雪しかできないのですが、それで車を使う場合、例えば車で配達してもらおうとか、自分が病院に行く場合は家の前まで除雪が必要なのですが、例えば自分で業者さんを頼んだときでも、その除雪の補助というのは出るものなのでしょうか。

○委員長（佐賀英生） 総合福祉課長。

○健康福祉部副理事総合福祉課長老人憩の家所長（長尾寿和） まず、1日の制限なのですが、こちら1日1時間までと決まっておりますので、それを超えた場合は、複数回の除雪というのは対応しかねる状況でございます。

続いて、車、ホームヘルパーさんとかいろんな車が来るかと思いますが、一応ルールといたしましては、日常的に車両の利用が必要と認められる場合は、そちらのほうはご利用可能かと思えます。また、個人で業者さんに頼んだ場合についての助成というのは、現在行っておりません。

以上でございます。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） そういった要望等が出ていないのでしょうか。例えば道路から自宅までの道路がやっぱり長くて、私道なのですが、車の出入り、訪問ケアの方とかの出入りが困るということで、除雪のお願いということの補助等は今のところはないということですよ。例えば要望等があれば、検討する余地はあるのでしょうか。

○委員長（佐賀英生） 総合福祉課長。

○健康福祉部副理事総合福祉課長老人憩の家所長（長尾寿和） ご要望は、年間数件でございますけれども、やはり個人の土地とかということになりますと、なかなか対応が難しいという現状がございますので、今最低限のことということで除雪のほうは行っております。

以上になります。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 例えば除雪車が自宅の道路の前に除雪した場合、雪を置いていくので、ますます高齢者の方は長い距離、またそれも除雪しなければならぬということ、大雪が何回か降ったとき、とても困難なことをしているのですけれども、そういう場合の何かお願いとかは今のところはないのでしょうか。

○委員長（佐賀英生） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 総合福祉課長が答弁申し上げたとおり、そういった要望は直接受けていないのです。この補助制度につきましても、私もこの場で検討する、調査するということはなかなか申し上げにくいところはあるのですが、一般質問でもありました災害級の雪が降ったときの屋根雪、まずそちらのほうから始めてまいりたいと。その後で、また調査研究ということでご意見等があれば、それはまた俎上にのせた上で研究していくということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで、第3款民生費のうち、健康福祉部が所管している事項についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時31分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第3款民生費のうち、市民生活部、こどもみらい部が所管している事項について理事者の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） それでは、第3款民生費のうち、市民生活部が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の51ページをお開き願います。

第1項社会福祉費、第3目の国民年金費についてであります。これは国からの法定受託事務であります各種届出の受付や窓口相談、年金納付に関する広報など、国民年金事務に要する経費のほか、国民年金システム改修に係る委託料となっております。

次に、第1項社会福祉費、第5目の交通安全対策費についてであります。これは交通整理員の配置、交通災害共済事務、交通安全施設の維持管理等に

要する経費でありまして、主なものとしたしましては、こどもたちの通学の安全を守る交通整理員11名を配置する交通整理員費などとなっております。

次に、第6目の交通広場管理費についてであります。これはむつ運動公園内の交通広場廃止に伴いまして、廃棄物の処分費用に要する経費となっております。

次に、第7目の公害対策費についてであります。これは河川等の水質検査、騒音、振動の監視業務等公害対策に要する経費となっております。

以上が第3款民生費のうち、市民生活部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） それでは、第3款民生費のうち、こどもみらい部が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の54ページをお開き願います。

第3項児童福祉費、第1目の児童福祉総務費についてであります。これは職員給与費のほか、児童福祉事業に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、子ども医療費給付事業費、放課後児童健全育成事業費などとなっております。

新規事業といたしましては、木育推進の一環として、木のおもちゃに直接触れて遊び、その魅力を実体験できる時間と空間を提供する木育キャラバン事業を計上しております。前年度と比較して1,085万9,000円の増となっております。これは放課後事業健全育成事業に係る委託料及び医療的ケア児保育支援事業に係る人件費の増額が主な要因となっております。

次に、55ページに移りまして、第2目の児童手当措置費についてであります。これは18歳までの児童を養育している方に対する児童手当の支給に要する経費となっております。前年度と比較して4,916万5,000円の減となっております。これは児童手当支給事業における受給者数及び給付額の実績を踏まえ、扶助費を減額したことが要因となっております。

次に、第3目の児童扶養手当措置費についてであります。これはひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るための児童扶養手当の支給に要する経費となっております。前年度と比較して1,758万3,000円の減となっております。これは自治体情報システム標準化への移行に係る改修が令和7年度で完了したことによる地方公共団体情報システム標準化事業の委託料及び役務費の減額、児童扶養手当支給事業における受給者数及び対象児童数の減少による扶助費の減額が要因となっております。

次に、56ページに移りまして、第4目の保育所総務費についてであります。

が、これは保育所の入所決定等の事務に要する経費となっております。

次に、第5目の保育所費についてであります。これは保育園や幼稚園、認定こども園等の運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、市内9か所の法人立保育園運営費及び同じく12か所の幼稚園、認定こども園等の施設型給付費などとなっております。

新規事業といたしましては、保育園等に通うゼロ歳から2歳児クラスのこどもの保育料を無償化する保育料無償化事業を計上しております。前年度と比較して7,528万円の増となっておりますが、これは保育料無償化事業に係る扶助費及び民間保育施設等の老朽化に伴う改築に要する費用の一部を補助する就学前教育保育施設整備費補助金に係る負担金補助及び交付金の増額が主な要因となっております。

次に、第6目のキッズパーク管理費についてであります。これはキッズパーク、愛称むちゅ☆らんの運営に要する経費となっております。

以上が第3款民生費のうち、こどもみらい部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 56ページ、キッズパーク管理費のところで、ムチュ☆らんど運営事業費が1,461万7,000円ありますけれども、利用者と来年度の利用見込み等が分かりましたらお知らせください。今年度の利用者が分かれば、大体来年度も分かると思いますけれども。

○委員長（佐賀英生） キッズパーク所長。

○こどもみらい部キッズパーク所長（土岐めぐみ） お答えいたします。

利用者は、平成27年度開館から令和元年までは、年間平均2万人強の方のご利用をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度以降は、年間1万1,000人程度となっております。令和6年度は1万5,919人、令和8年度2月末時点における利用者数は、昨年度同時期と同等の今年度も年間1万5,000人以上は見込めるものと思っております。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 申し訳ありません。時間的には、どういう時間帯とか、土日とか、利用者が多い時間帯をお知らせください。こどもたちには、ということが効果的な事業であるかということをお知らせください。

○委員長（佐賀英生） キッズパーク所長。

○こどもみらい部キッズパーク所長（土岐めぐみ） お答えいたします。

時間的なことといたしましては、特に統計は取っておりませんが、やはり

最近では土日のご利用、あと春休み、夏休み、冬休みである長期の休暇で、市内の方だけでなく、地元へ帰省した方などのご利用が増えております。

以上です。

(不規則発言あり)

○委員長(佐賀英生) キッズパーク所長。

○こどもみらい部キッズパーク所長(土岐めぐみ) 事業効果といたしましても、子育てする方々に遊びの場を提供するとともに、交流の場でもありますので、その辺の効果も期待されているものと思います。

以上です。

○委員長(佐賀英生) ほかに質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員(佐藤 武) 56ページの第5目のところの保育士にこにこサポート事業費のことについて質疑いたします。

11施設で行われているということなのですが、今年度の実績がどうなっているのかということと、あと資格要件がどうなっているのかということ、あとは……一度になるべく聞くようにします、例えば時間制限とかの制約は、各園の裁量だと思うのですが、もう一つは人数についても、各施設に裁量権があるのかどうかお伺いします。

○委員長(佐賀英生) こども家庭課長。

○こどもみらい部こども家庭課長(荒木正広) お答えいたします。

保育士にこにこサポート事業につきましては、保育士の業務負担を軽減する離職防止を図り、保育人材の確保を行うための保育士業務をサポートする保育補助者の雇用に必要な費用を補助するものです。実績といたしましては、令和6年度の実績となりますが、6施設におきまして、雇い上げ者8人の雇用の申請がございました。

保育の資格につきましては、特に保育士を目指す方だったりとか、そういうような、あくまでも保育補助者という形に、サポートする部分となりますので、特に資格等は必要ないと感じております。

すみません、時間制限につきましては、その施設において決定していただいているというところになると思います。

以上です。

○委員長(佐賀英生) 佐藤武委員。

○委員(佐藤 武) 人数についてはお答えいただけていないので、人数もそれぞれの施設の裁量ということになっているのか、あるいは市で一定の基準を設けているのかお伺いします。

○委員長(佐賀英生) こども家庭課長。

○こどもみらい部こども家庭課長（荒木正広） お答えいたします。

施設の人数については、施設のほうにお任せしているという形になります。
以上です。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで第3款民生費のうち、市民生活部、こどもみらい部が所管している
事項についての質疑を終わります。

以上で第3款民生費の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時44分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第4款衛生費について、理事者の説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） それでは、第4款衛生費のうち、健康福祉部が
所管しております費目についてご説明いたします。なお、1項1目保健衛生
総務費につきましては、市民生活部所管の費目についても併せてご説明いた
しますので、ご了承いただきたいと存じます。予算書の58ページをお開き願
います。

まず、第1項保健衛生費、第1目の保健衛生総務費についてであります
が、これは保健予防等に関する経費でありまして、主なものといたしましては、
一般職員の給与費のほか、保健情報システム保守管理事業費、下北医療セン
ター負担金、国民健康保険特別会計繰出金などとなっております。

次に、第2目の健康増進費についてであります。これは健康増進に要す
る経費でありまして、主なものといたしましては、がん検診などに係る健診
事業費、健康に関する正しい知識の普及啓発を図る集団健康教育事業費、保
健協力員育成事業に係る経費となっております。また、新規事業といたしま
しては、国民スポーツ大会を盛り上げながら、同時に健康づくりにつながる
機会を提供するため国スポ応援スタンプラリー事業費を計上しております。

次に、59ページに移りまして、第4目の予防費についてであります。こ
れは予防接種に要する経費でありまして、主なものといたしましては、予防
接種法に基づく定期A類及び定期B類に係る予防接種事業費などになってお
ります。また、新規事業といたしましては、医療と移動サービスを一体的に
提供する医療M a a S研究事業に関する経費を計上しておりますほか、小児

インフルエンザ予防接種の助成金額を拡充するとともに、おたふく風邪ワクチンの助成対象者を拡充しております。前年度予算と比較し、2,873万6,000円が減額となっておりますが、これはワクチンの接種の見込み人数が減少したことにより委託料が減額になったことによるものであります。

以上が第4款衛生費のうち、健康福祉部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） それでは、第4款衛生費のうち、市民生活部が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の59ページをお開き願います。

まず、第1項保健衛生費、第3目の後期高齢者医療費についてであります。これは後期高齢者医療制度に関する経費でありまして、主なものとしたしましては、青森県後期高齢者医療広域連合に納付する療養給付費負担金のほか、後期高齢者医療特別会計への繰出金などとなっております。なお、前年度予算と比較しまして3,901万6,000円の増となっておりますが、これは後期高齢者医療特別会計への繰出金等の増によるものであります。

次に、60ページに移りまして、第1項保健衛生費、第6目の環境衛生費についてであります。これは犬の登録及び狂犬病の予防注射、スズメバチ等の害虫駆除、二又地区の水道施設の管理などの環境衛生管理に要する経費となっております。

次に、第7目斎場管理費についてであります。これは市内4地区の斎場の火葬業務及び維持管理に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、各地区の斎場の管理費のほか、火葬炉の定期的な修繕整備や改修等を行う斎場改修事業費となっております。

次に、61ページに移りまして、第6目の墓地公園管理費についてであります。これは墓地公園の維持管理に要する経費となっております。

次に、第2項清掃費、第1目清掃総務費についてであります。これは一般職員の給与費のほか、市内6か所の公衆トイレの維持管理に要する経費を計上するものであります。

次に、61ページから62ページにかけて、第2目じん芥処理費についてであります。これは一般廃棄物の処理、最終処分場の維持管理及びごみ減量化やりサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、指定ごみ袋関連費、ごみ収集運搬事業費、最終処分場維持管理費のほか、じん芥処理及びし尿処理に係る下北地域広域行政事務組合への負担金などとなっております。前年度と比較し1億3,692万8,000円

の増となっておりますが、主な要因といたしましては、ごみ収集運搬事業費が4,210万5,000円の増となること、また下北地域広域行政事務組合負担金が1億71万円の増となることによるものであります。

また、物価高騰対策として、家計応援のため可燃ごみ袋大30枚を毎戸配布する物価高騰対策ごみ袋配布事業を行うこととなっております。

以上が第4款衛生費のうち、市民生活部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） それでは、第4款衛生費のうち、こどもみらい部が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の59ページをお開き願います。

第1項保健衛生費、第5目の母子衛生費についてであります。これは妊産婦や乳幼児等の健康の保持と増進を図るための母子保健事業全般に要する経費でありまして、主なものといたしましては、妊婦委託健康診査費のほか、出産・子育て応援事業費などとなっております。

以上が第4款衛生費のうち、こどもみらい部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（小田晃廣） それでは、第4款衛生費のうち、上下水道局が所管しております費目についてご説明いたします。予算書の61ページをお開き願います。

第1項保健衛生費、第9目環境整備費についてであります。これは都市計画法に基づく下水道事業計画の区域外及び特定環境保全公共下水道の区域外、また漁業集落排水事業の処理区域外において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため既設の単独浄化槽、またはくみ取式便槽から合併処理浄化槽に転換する市民の皆様を対象に、その費用の一部を補助する経費でありまして、22基分を計上しております。

以上が第4款衛生費のうち、上下水道局が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 62ページの第2目じん芥処理費についてお伺いいたします。

2点あるのですが、まずは大畑最終処分場の廃止事業費について、廃止の判断に至った経緯等をお示してください。

2点目に、その下にありますスポGOMI大会inむつ市事業費について、詳細説明をお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 環境政策課長。

○市民生活部環境政策課長（福田伸之） お答えいたします。

大畑最終処分場については、むつ市内にむつ最終処分場と大畑最終処分場の2か所処分場がございまして、大畑につきましては年間1,500万円程度の維持管理費がかかっておりました。実際のところ、町内会の清掃等での側溝清掃の汚泥とか、そういったものの搬入というふうにとどまっております、有効活用されているとは言い難い状況でした。むつ最終処分場があることで、市内全域の処分については全く問題ありませんことから、今回事業の見直しということで、処分場の廃止に至ったものでございます。

スポGOMI大会につきましては、こちらは今年開催されるあおもり国スポ・障スポ大会に向けまして、機運醸成といたしまして、あとは廃棄物処理の分別等の啓発等も兼ねまして開催される予定となっております。日時におきましては、あくまで予定でございますけれども、7月20日月曜日の祝日にむつ運動公園で開催を予定してございます。

内容といたしましては、3名1組でチームを結成し、時間内に指定エリアの清掃活動を行ってポイントを競うというような形で行いたいと思っております。これがスポGOMIを開催しまして、国スポの機運醸成につながればと思っております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） スポGOMIのほうは、分かりました。

大畑最終処分場、利用が少ないということなのですが、ただその後管理等も必ず発生すると思うのですが、管理費等は、それが今予算に計上している数字なのか、最後お伺いいたします。

○委員長（佐賀英生） 環境政策課長。

○市民生活部環境政策課長（福田伸之） お答えいたします。

令和8年度におきましては、閉鎖するといいいましても、維持管理についてはまだ完全閉鎖までは至りませんので、水質調査や場内の整備等ございまして、その維持管理費を計上しております。

あとは、埋立てに必要な測量、こちらのほうも計上しております。計画といたしましては、何も問題がなければ、令和13年度をもったの廃止を目指しております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 59ページの第4目予防費についてお尋ねします。

先ほど部長のほうからは、令和8年度の2,873万円、約12%大幅減となっている分の理由はお伺いしました。事業別に見ると、定期A、B類の予防接種事業費がいずれも1,000万円単位で減少している一方で、任意予防費の事業費は1,204万円から1,319万円と増額されています。特に令和7年度から継続されているRSウイルスワクチンの助成状況や18節の増額理由を踏まえ、今後の任意接種の公費助成に関する基本方針を伺いたいと思います。

2点目が、先ほど新規事業の中で医療Maasの研究事業ということで、新たにこの医療Maas研究事業36万5,000円が計上されている中で、この予防費の枠組みの中で、この研究を行う目的は何なのか。特に公共交通の弱体化や高齢化が進む中、予防接種の受診率向上や地域格差の解消に移動手段をどのように結びつけようとしているのか、具体的な事業のイメージを伺いたいと思います。

次が、1節報酬が422万円から84万円へと約8割削減されていますが、事務を担う人員体制の大幅な変更に見えるが、ワクチン接種の予約受付や相談体制、またシステム管理などの業務運営に支障がないのか、効率化の具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○委員長（佐賀英生） 健康づくり推進監。

○健康づくり推進監健康福祉部次長（高橋嘉美） 任意接種についての基本方針というところなのですけれども、任意接種というのは、やはりあくまで個人が接種をするということでの基本となるものです。ただし、任意接種によりまして、インフルエンザ等集団感染がすごく蔓延するような、そういう感染症等もありますので、その感染状況を毎年見ながら、また国の動向等も注視しながら、必要な部分に関しましては、任意接種に関しまして助成をしていく、そういうふうな方向で調査研究していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 私からは、医療Maasと、あと報酬の減というところ。

まず、医療Maasなのですけれども、実はこれ、多分今本議会に上程していると思うのですが、むつ市部設置条例の一部を改正する条例、それにも関わってくるのですけれども、まず医療政策というものを実際担う部署というのが、市役所の中に実は存在していないというのが現状です。そして、これをどこの部署がこの研究をするという、この研究事業をするに当たりどこ

の部署がやるかという、そういうことになったときに、私どものほうにいわゆるその医療センター系の負担金ですとか、例えば医療の部分の予算があるということで、まずここに盛り込むということで、私どもが主導してやるという形です。特に予防費に位置づけていますけれども、予防接種とは特にこれは関連性はございません。医療M a a Sは医療M a a Sだけで単独でやらせていただく事業でございます。

それから、報酬減なのですが、実はこれも冒頭申し上げた部の異動の関係で、実は看護師が1名配置されているのですけれども、その看護師の配置を現状今なくして、事務職を配置するというような形になっていまして、その報酬の部分が減という形です。

以上でございます。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 61ページの清掃費のじん芥処理についてお尋ねさせていただきます。

まず、ごみの収集運搬事業費、昨年度私のほうからご意見させていただきまして、3億円ということから、今回3億4,000万円に引上げになっております。一昨年からですと、14%上がっておりますが、その前ですと3億2,000万円でしたから、7%しか上がっていないと。この上下乱高下がなぜこんなになっているのかという、そこの積算根拠をお願いします。

もう一つは、同じ62ページのじん芥処理費のところ、その他のじん芥処理とは何なのか。昨年は、256万8,000円だったのですが、今年度447万6,000円と倍になっているこの内訳は何なのかをお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） 環境政策課長。

○市民生活部環境政策課長（福田伸之） お答えいたします。

まず、収集運搬の積算根拠でございますが、積算根拠としている資料につきましては、国が公表しているものを参考としておりまして、物品等の実勢価格、他市の事例等を参考としまして、給与等の人件費、減価償却費や修繕費、燃料費、車両保険料等の車両費、消耗品費、光熱水費、被服費等の業務に必要な費用を算定し、消費税相当額を加えて積算しております。

なぜ高くなったかということですが、昨今の人件費高騰もさることながら、車両価格の大幅な増加ということも適正に積算すべきということで、今回この金額となりました。

その他のじん芥処理費用でございますけれども、こちらはむつ市内の市有地に不法投棄がありまして、その撤去費用の算出ということになってございます。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） じん芥処理費、それは上がったことは大変喜ばしいのですが、何か車両を今回は入れたということで、去年車両を、では考えなかったのかということなのですからけれども、その積算根拠自体がちょっと曖昧過ぎるのではないかなと思っています。

今回ちょっとまた質疑させていただきたいのですが、昨年度と今年度、事業委託数というのは同じなのか。そして、今年度よりモバイルバッテリー等の回収という一つの新しい仕事が増えておりますが、今回この予算の中に、その事業自体も一緒に組み込まれているのかお伺いいたします。

○委員長（佐賀英生） 環境政策課長。

○市民生活部環境政策課長（福田伸之） お答えします。

収集運搬の業務内容につきましては、収集箇所、ルート等につきましても、昨年度とは大きな変更はございません。新たな収集体制となりますエアゾール缶製品やモバイルバッテリーにつきましても、分類は変わりますが、収集回数は変わらずということで、委託費についての増減はないこととなっております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 私のほうでちょっと調べた資料ですと、昨年度と変わらないのであれば、26の委託料ということになっていきますけれども、この26を今回上がった4,200万円で割りますと、1工区160万円という金額が上がっております。今積算をした根拠をお話ししていただきましたが、昨今の物価高騰、様々なことを考えますと、1工区160万円の上がり、これは適正な金額で、この5業者がしっかりとした形で仕事をできるのかというところはどのようなお考えなのかお伺いいたします。

○委員長（佐賀英生） 環境政策課長。

○市民生活部環境政策課長（福田伸之） 委託費が適正かどうかということについてでございますが、今まで参考としておりました国の資料等も変動しておりますし、そちらのほうも参考にしながら積算してまいります。

収集運搬については、安定した収集が、こちらは市民の皆様の生活に不可欠でありますことから、委託料についても今後適正な安定した予算となるよう努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 59ページの第1項第4目予防費の医療M a a S研究事業

費についてお伺いします。

この事業を始めるに当たっての問題意識がどのようなところにあるのかというところと、新年度は研究事業ということですがけれども、今後正式に事業化が見込めるとなった場合、どのような事業展開をイメージしているのかというところをお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

問題意識なのですがけれども、現状を例えば総合経営計画等のアンケートを取りますと、市民の方から、やはり医療に関わる部分の要望というのが多いのですが、大抵はむつ総合病院の話になってくるのですがけれども、実はむつ総合病院も医師不足と言われてはいますけれども、広く見ていくと個人病院も市内には少なくなっています。これは、旧むつ市ですが。さらに、広げてみますと、旧町村地域には医療センターの診療所はありますがけれども、もしその診療所がなくなってしまった場合に、その医療をカバーするという、どうやってカバーしていくのかという、それは将来的な課題になるのですが、なくなってから動き出しては遅いということで、その医師がいなくなったときに備えてどういう方策が取れるか、まず研究しようということでこの事業を進めていくというような形になりました。

それから、事業展開ですがけれども、これはイメージとすると、モバイルクリニックカーというのですか、車に医療機器とか、簡単なものですがけれども、積んで、オンラインでお医者様とつないで診察をしていただくということです。車にした理由といいますのも、小回りも利きますし、場合によっては2種類あって、集合型と、車をどこかに置いて看護師さんが自宅に伺う訪問型というのがあるようなのですがけれども、例えば訪問型であれば、どちらかというドア・ツー・ドアのような形にもなりますし、災害のときにはこの車両も活用できるということで、まずこの車の導入ということでのクリニックということこれから研究していこうというふうにしております。

以上でございます。

○委員長（佐賀英生） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 確認ですがけれども、今後事業化が見込めるとなった場合ですがけれども、想定としては車に医師が乗って個人の家に行くわけではなくて、あくまでオンラインでつなげる機械があって、そのモニターの向こうにいる医師の方と何か診療のやり取りをするということの想定でいいのかというところが1点と、あと事業の内容が先進地の視察ということになってはいますけれども、どのようなところで先進事例が行われていて、どこに視察に行

くのかというところをお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

まず、お医者様が車に乗るのかということですが、お医者様は車には乗らないということで、いわゆるあくまで画面上で、オンラインでやっていただくという。車両に乗るのは、看護スタッフあるいは運転手といった形になると思います。といいますのも、現在これちょっと難しいのですが、医療法では診療所というのは原則として固定した場所に構造設備を備えるという、こういうのがあるようなのです。そして、そういうこともあって、お医者様が車の中に乗って診察するという行為が、その法律上は若干難しいようなのです。ですので、そういったグレーゾーンも存在するということが、この運用には実際は車にはお医者様は乗らないということになっているようです。

それから、先進地視察の場所なのですが、まだ具体的には決めておりません。例えば特に端末をたたきますと出てくる場所というのは、長野県の伊那市というところなのですが、そのほか隣岩手県の奥州市ですとか、ちょっと遠くなりますけれども、熊本県の八代市とか長崎県の五島市とかになりますけれども、私どもはどのような形のM a a Sを構築するかによって、集合型なのか、それとも戸別訪問型なのか、これによって視察場所も変わってきますので、この辺については新年度になってからもう少し研究してまいりたいと考えております。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 59ページの第5目母子衛生費のところで、確認の意味でお聞きいたします。

不妊治療費助成事業ですが、何歳まで対象なのか、また何回までこの事業は対象になるのかお知らせください。

それから、61ページの第2項清掃費の2目じん芥処理費のところですが、資源ごみ回収事業ですが、来年度は例えば新たにプラごみ等のペットボトルとか、白いトレイ以外のプラごみの回収等は考えていないのかお聞きします。

○委員長（佐賀英生） 子育て支援課長。

○こどもみらい部副理事子育て支援課長こども家庭センター長（辻 郁子）

不妊治療につきまして、お答えいたします。

年齢制限につきましては、43歳未満であることが年齢の制限になっております。回数制限につきましては、40歳未満が通算で6回まで、40歳以上43歳

未満までは通算で3回までとなっております。

以上でございます。

○委員長（佐賀英生） 環境政策課長。

○市民生活部環境政策課長（福田伸之） お答えいたします。

こちらの資源ごみ回収事業につきましては、これまでも同様にむつ地区の町内会の皆様に資源ごみの回収をお願いして、それを収集している事業でございまして、これによりまして新たなリサイクルの収集体制を構築するとか、そういったものではございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。不妊治療費の助成が……

○委員長（佐賀英生） マイクを近づけてください。

○委員（濱田栄子） はい。

43歳までは対象で、回数は40歳までが6回、43歳までが3回ということで、例えば妊娠した後のサポート体制は、もうそのお医者さんというか、そちらにお任せするというふうに考えてよろしいのでしょうか、お答えください。

それから、資源ごみの回収ですけれども、プラごみの回収は今新たには考えていないということですが、徹底した資源の分別については研究等はしているのでしょうか、お聞きします。

○委員長（佐賀英生） 子育て支援課長。

○こどもみらい部副理事子育て支援課長こども家庭センター長（辻 郁子）

不妊治療によりまして妊娠をされた場合の、その後のサポートということですが、こちらのほうは病院のほうできちんと先生の診察、健診を受けていただいて、サポートを受けていただくということになります。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 環境政策課長。

○市民生活部環境政策課長（福田伸之） お答えいたします。

令和8年度4月から廃エアゾール缶製品やリチウムイオン電池に関する収集体制を変更するなど、社会情勢に合わせた収集体制、分別については、今後とも調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。

不妊治療のほうですけれども、やはり今働く女性がとても多くて、出産が遅くなるというケースと、そして妊娠しても、また働き続けるという例がとても多くて、せっかく妊娠したのに流産してしまうというケースもあります

ので、具体的にはお医者さんにお任せしますが、やはり寄り添う形で、それ以外の補助等もしていただければよいかなと思います。

それから、資源ごみのほうですけれども、例えばあの東京でさえも、ちょっとした納豆のプラスチックごみ……

○委員長（佐賀英生） 濱田委員、感想は結構ですので、質疑をしていただきたい。よろしくお願いします。

○委員（濱田栄子） 分かります。例えば、例を今お話ししています。

徹底した分別をして、やっぱり環境問題のためにも必要だと思いますので、そういった研究は常にしていただきたいなと思いますけれども、その辺の考えをお聞かせください。

○委員長（佐賀英生） 環境政策課長。

○市民生活部環境政策課長（福田伸之） 環境政策課としても、3Rを目指していきまして、適正なリサイクル、こちらのほうは重要な課題だと思っております。今後とも収集体制の構築や分別の方法など、適正な処理、リサイクルできるように検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 59ページの第3目後期高齢者医療費のことなのですが、額が増額になっているということで、これは私の予測なのですが、繰出金が増えているというさっきお話がありましたので、恐らく4月から始まる子ども・子育て支援の影響が出ているのかなというふうに思っていますが、いかがですか。

○委員長（佐賀英生） 国保年金課長。

○市民生活部国保年金課長（工藤 周） お答えいたします。

詳細のほうは、後期高齢者医療の保険料になりますので、後期高齢者医療特別会計予算のほうに関係するとは思いますが、保険基盤安定負担金という部分では子ども・子育て支援金分も今回から軽減負担金として入ってきますので、そちらのほうも一般会計で受入れしたものを後期高齢者特別会計のほうに繰り出すため、被保険者数の増とともに子ども・子育て支援金分の増というところで増額となっております。

以上でございます。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで第4款衛生費についての質疑を終わります。

お諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ、3月6日金曜日の午

前10時よりこの場において審査を続行したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午後 4時18分 散会）